

# 第4回世羅町議会定例会会議録

令和6年12月3日

第1日目

世 羅 町 議 会

## 1. 議事日程

令和 6 年 第 4 回世羅町議会定例会 (第 1 号)

令和 6 年 12 月 3 日

午前 9 時 00 分開会

於：世羅町役場議場

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 亀 田 知 宏 | 2 番  | 佐 倉 悠 希 |
| 3 番  | 矢 山 靖   | 4 番  | 宗 重 博 之 |
| 5 番  | 佐々木浩康   | 6 番  | 福 永 貴 弘 |
| 7 番  | 向 谷 伸 二 | 8 番  | 上 本 剛   |
| 9 番  | 松 尾 陽 子 | 10 番 | 藤 井 照 憲 |
| 11 番 | 田 原 賢 司 | 12 番 | 高 橋 公 時 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

|     |           |     |         |
|-----|-----------|-----|---------|
| 5 番 | 佐 々 木 浩 康 | 6 番 | 福 永 貴 弘 |
|-----|-----------|-----|---------|

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(21名)

|                   |         |                    |         |
|-------------------|---------|--------------------|---------|
| 町 長               | 奥 田 正 和 | 副 町 長              | 金 廣 隆 徳 |
| 会 計 課 長           | 山 崎 誠   | 総 務 課 長            | 広 山 幸 治 |
| 財 政 課 長           | 矢 崎 克 生 | 企 画 課 長            | 升 行 真 路 |
| 税 務 課 長           | 藤 井 博 美 | 町 民 課 長            | 道 添 毅   |
| 子育て支援課長           | 山 名 智 並 | 健康保険課長             | 宮 崎 満 香 |
| 福 祉 課 長           | 小 林 英 美 | 産業振興課長             | 垣 内 賢 司 |
| 商工振興課長            | 山 口 徹   | 建 設 課 長            | 福 本 宏 道 |
| 上下水道課長            | 市 尻 孝 志 | せらにし支所長            | 前 川 弘 樹 |
| 教 育 長             | 早 間 貴 之 | 学校教育課長             | 藤 原 康 治 |
| 社会教育課長            | 正 田 一 志 |                    |         |
| 世羅町選挙管理<br>委員会委員長 | 原 田 洋 治 | 世羅町選挙管理<br>委員会事務局長 | 広 山 幸 治 |

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 黒 木 康 範 | 書 記 | 迫 林 威 宏 |
| 嘱 託 書 記 | 貞 光 有 子 |     |         |

令和 6 年第 4 回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和 6 年 12 月 3 日】

| 順 番 | 質 問 者     | 質 問 事 項                                                           |
|-----|-----------|-------------------------------------------------------------------|
| 1   | 6 番 福永貴弘  | 1 広島中央フライトロードの現状は                                                 |
| 2   | 2 番 佐倉悠希  | 1 選挙ビラの証紙に関する説明の誤りについて                                            |
| 3   | 4 番 宗重博之  | 1 道の駅世羅が取り組むべき課題は<br>2 地域別まちづくりはいかに                               |
| 4   | 5 番 佐々木浩康 | 1 コロナワクチンの検証について                                                  |
| 5   | 3 番 矢山 靖  | 1 「世羅町都市計画マスタープラン」の見直しは<br>2 地域公共交通網形成計画の見直しは<br>3 超高齢化社会の到来を見据えて |
| 6   | 7 番 向谷伸二  | 1 5 年・10 年後にむけた将来設計は<br>2 町の防犯対策は                                 |

## 開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長(高橋公時) 開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長(奥田正和) おはようございます。

本日からの定例会どうぞよろしくお願い申し上げます。朝夕めっきり寒くな  
ってまいりました。お身体には十分ご自愛いただければと思います。先般来開  
催されております駅伝、またロードレースにおきましては、町民の方にも多く  
のご協力をいただいております。この場をお借りしまして感謝申し上げたいと  
思います。

それでは私の所信表明をこれからの町政への一端を申し述べさせていただきます  
ので、よろしくお願い申し上げます。

令和6年第4回定例会開会にあたり、このたび4期目の町政に臨みます。私  
の所信の一端を述べさせていただきます。

これまで世羅町議会と共に、町民の皆様の負託に応えるべく長期総合計画の  
5つの柱を基にさまざまな政策を進めてまいりました。

いつまでも住み続けたい日本一の故郷世羅を目指して新たな知恵とアイデア  
で活性化に努めています。時間の制約もございますので政策提言に示しました  
なかから抜粋して述べさせていただきたいと思います。

まずは健幸づくりでございます。少子化並びに人口減少に関わる出産祝い  
金の拡充と、子育て家庭転入に対する制度の創設を考えています。福祉に関わ  
る外出支援では、公共交通の利便性向上が必要と考えています。また健康スポ  
ーツへの第一歩としてこれまでスポーツに関心のない方に対する導入支援の仕  
組みを作りたいと思います。

次に産業振興でございます。基幹産業の農業では所得向上を目指したマネー  
ジメントと後継者の育成が急務です。鳥獣被害や自然災害による被害で困られ  
ている事業者に対し、生産意欲の沸く支援が必要です。新規に参入いただく企  
業にもトップセールス並びにマッチングに頑張っ  
てまいります。

人づくりにおきましては、新たな給食センター稼働に伴い食育の更なる推進  
に努め、生産加工の現場とのつながりを大切に、児童生徒と保護者の皆様など  
に理解を求めてまいります。スポーツ施設のリニューアルや中学校部活動の地  
域移行と併せた施設面の整備が必要と考えています。そのほか文化活動の支援

にも取組めます。

安全安心では、快適で安心して過ごせる住環境の整備、移住定住促進の施策に取組めます。

道路関係はフライトロードや町・県道整備などこれまでの取組に加え、交通ネットワークや危険樹木の伐採など以前からの課題に対し有効な施策を進めます。

地域活力は協働のまちづくりに欠かせない自治の推進です。若者の活躍、子どもの居場所、ふれあいサロンの取組等、既存の活動支援はもとより、ふるさと回帰につながるよう連携して取組めます。以上ピックアップしてお話をさせていただきましたが、議員各位からの一般質問などでの提言や各団体などからのご意見も参考にして躍動し、きらめく世羅の発展に向け、努力してまいります。これからのご支援、ご協力を切にお願いし、所信の一端の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋公時） ここで執行部より自己紹介のお願いがございました。自己紹介をお願いします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 失礼いたします。副町長の金廣隆徳です。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 教育長の早間貴之でございます。よろしくお願いいたします。

○せらにし支所長（前川弘樹） 議長。

○議長（高橋公時） せらにし支所長。

○せらにし支所長（前川弘樹） せらにし支所長の前川弘樹でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（高橋公時） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） 税務課長の藤井博美です。よろしくお願い申し上げます。

○会計課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 会計課長。

○会計課長（山崎 誠） 会計課長の山崎 誠でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 総務課長の広山幸治です。よろしくお願いいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 企画課長の升行真路と申します。よろしくお願いいたします。

○財政課長（矢崎克生） 議長。

○議長（高橋公時） 財政課長。

○財政課長（矢崎克生） 財政課長の矢崎克生でございます。よろしくお願いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 建設課長の福本宏道でございます。よろしくお願いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 商工観光課長の山口 徹でございます。よろしくお願いいたします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） 産業振興課長の垣内賢司でございます。よろしくお願いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 町民課長の道添 毅です。よろしくお願いいたします。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） 学校教育課長の藤原康治でございます。よろしくお願ひいたします。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 社会教育課長の正田一志と申します。よろしくお願ひいたします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（高橋公時） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 子育て支援課長の山名智並と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上下水道課長（市尻孝志） 議長。

○議長（高橋公時） 上下水道課長。

○上下水道課長（市尻孝志） 上下水道課長の市尻孝志と申します。よろしくお願ひします。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 福祉課長の小林英美です。よろしくお願ひいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 健康保険課長の宮崎満香と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（高橋公時） 以上で、自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は 12名 であります。定足数に達していますので、これより 令和6年 第4回世羅町議会定例会 を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきまし

たからご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日まで受理した陳情書は、会議規則第 92 条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和 6 年 8 月分、9 月分、10 月分に関する「例月出納検査結果の報告」が提出されています。写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において、5 番 佐々木浩康議員、6 番 福永貴弘議員 を指名いたします。

日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 13 日までの「11 日間」にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

ご異議なしと認めます。

したがって会期は、「11 日間」と決定いたしました。

日程第 3 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まずはじめに 広島中央フライトロードの現状は 6 番 福永貴弘議員。

○ 6 番（福永貴弘） 6 番。

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○ 6 番（福永貴弘） 皆さん、改めましておはようございます。議長より発言

の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

新人議員のなかで名誉ある 1 番を引き当てる強運を持っております。このことに感謝しつつ頑張っていきたいと思います。

広島中央フライトロードの現状はということで質問をさせていただきます。これまでも一般質問などでたびたび取上げてこられた広島中央フライトロードについてですが、私も新たなインフラの整備は世羅町にとってとても大きなチャンスを含んでいると夢のある事業だと考えております。私が理想と掲げる政策の一つ、観光客数と観光消費額の増加がございます。まさに私の理想に大きく近づく事業です。早期実現を願って一般質問で取上げてまいります。

議会中継や Y o u T u b e をご覧の町民の皆様の中には広島中央フライトロードとは何ぞやと思われている方もいらっしゃるかもしれません。この場でこんなことを釈迦に説法ですが、少しでも町民の皆様あと情報共有を図りたいと思います。改めまして簡単な説明をさせていただきます。

「広島中央フライトロード」は、広島県が事業主体となって進めている地域高規格道路です。中国横断自動車道尾道松江線と、広島空港や山陽自動車道を相互連絡し、効率的な交通体系を形成することで、広島空港の拠点性を高め、空港北部地域の活性化の核となる道路です。

当初計画では、山陽自動車道河内 I C から世羅町の尾道松江線世羅 I C まで全体延長約 30 km の道路となる予定です。

広島県が 1992 年に事業着手して、2011 年 4 月、広島空港から大和 I C までの約 10 km が無料開通しています。残念ながら今現在、計画は中断したままとなっています。

まず初めに世羅町が考える「広島中央フライトロード」の必要性についてお尋ねします。

2014 年、世羅町の入込観光客数は 154 万人とそれまで 5 年連続で減少しておりましたが、2015 年に中国横断自動車道尾道松江線が全線開通して、227 万人に観光客が増えております。約 1.5 倍と驚異的な数字です。

その数字から見ても「広島中央フライトロード」の完成によって人流・物流の更なる活性化が望めるものと思われれます。

人流の部分では観光客の増加、とりわけ空港からアクセスがしやすくなりますので、県外や外国人の観光客の誘致が望めるものと思われれます。また円滑な

道路網によって、世羅町がますます中山間の拠点性が高まり、周辺市町から世羅町への流入が増え、世羅町での消費が増える見込みが望めます。

物流面では、世羅町で生産された物品・農産物の輸送効率の向上が望めます。新たな物流倉庫や企業誘致の可能性が高まり、産業振興・地域経済の拡大が想像できます。

これまでの世羅町のフライトロードに対する考えを整理しますと、令和3年に世羅町は「世羅町都市計画マスタープラン」を策定されています。

「世羅町都市計画マスタープラン」とは、世羅町が地域特性を考慮するとともに住民意向等を反映させ、独自の都市づくりに関するビジョンを明確にしながら、その実現に向けた方策等を示したものです。

その「世羅町都市計画マスタープラン」の中で「広島中央フライトロード」の完成実現に向けた考えが示されています。

『幹線道路網整備に向けた関係機関との連携』や『周辺市町と連携した圏域づくり』です。

その部分を要約しますと「高速交通体系の整備を見据えたビジョンの実現に向けては、国、県等の関係機関に計画的な整備推進を積極的に働きかけ、周辺市町と共に連携や役割分担などをしながら、本町ならびに周辺地域の活性化につながるよう努めます。」とあります。

また、同じく「世羅町都市計画マスタープラン」の中で、世羅町が目指す将来の都市構造にある、「中国横断自動車道尾道松江線世羅インターチェンジの周辺地区を新産業拠点とする」とした考えの実現性もフライトロードの完成によって高まるでしょう。そこでお尋ねします。

広島空港から大和 IC までが開通して、既に13年が経過しておりますが、その後、なぜ現在に至るまで計画が中断しているのかをお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 6番 福永貴弘議員の広島中央フライトロードの現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今、現状については福永議員のほうからいろいろ縷々述べていただきました。そういった経過もあるなかで、今一生懸命県に対しての要望、国に対しての要望も続けているところでございます。おっしゃいましたように、広島中央

フライトロードにつきましては、広島空港から三原市大和町大和南インターチェンジまでが平成 23 年に供用開始されておりますけれども、世羅町までの約 14km につきましては現在、調査区間ということで、工事としての事業執行は行われてないところでございます。

本路線につきましては中国地方の拠点空港、いわゆる国際空港になってございますけれども、広島空港と山陽自動車道、中国横断自動車道尾道松江線を結び、中国地方の広域的な高速交通ネットワークに大きな役割を果たす道路でございまして、全線開通につきましては本町にとってもさまざまな効果が期待できるところでございますので、早期整備に向けて引き続き関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

なお期成同盟会で行っているものにつきましては、世羅町議会にも参画をいただくなかで、これまでも毎年要望を行ってきているところでございます。県もこの道路計画の中に入れていただき、なおかつこの期成同盟会には賛助会員として島根県側 10 市町が参入いただきました。これも大きな力となっておりまして、国において要望活動するにも共に行わせていただいております。現在、環境調査というものが行われてございまして、これの後にまた土地の買収等も入ろうかと思っております。なおかつ、法線についてはあらかじめある程度のものができているようでございまして、そのほうの公表には至ってございませんけれども、町にとって大変必要であり、そして周辺市町にとってもかなり要望の高いものでございますので、共に今後も頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○ 6 番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○ 6 番（福永貴弘） 先ほど町長からいただいた部分に関しましてもう少し深堀していくような質問もさせていただきたいと思っております。「世羅町都市計画マスタープラン」に示された「国、県等の関係機関」や「関係する周辺市町」、特に延伸作業がストップしています三原市に対しまして、世羅町がこれまでどのような働きかけや推進活動を行われてこられたのか伺いたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。2 点目の「関係機関等に対し、

世羅町がこれまでどのような働きかけや推進活動を行っているのか」の質問にお答えします。

広島中央フライトロードに関する要望につきましては、沿線市町が一体となって事業主体である広島県及び補助事業者である国への働きかけが重要であることから、三原市を含む県内6市町と島根県の10市町で構成する広島空港北アクセス道路（広島中央フライトロード）推進協議会によりまして、関係機関に対し要望活動を行っているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 「広報せら」2024年11月号にて町長が就任挨拶を述べられておられました。また先ほどの奥田町長の所信表明の中でも「安全安心快適で安全な暮らしを支える」の部分でも「広島空港アクセス向上とフライトロードの整備を早期着手に向け尽力します」とありました。また、「故郷Uターン・移住者支援にベッタウン構想を策定」とも町長、おっしゃられておられます。ヘッドタウン構想もフライトロードの完成によって現実味が高まるのではないのでしょうか。

「広島中央フライトロード」関しまして、町長のお立場からこれまで関わってこられ、今現在の状況を含めたお考えをお伺いします。

併せて、先ほどの答弁にもありました「広島空港北アクセス道路推進協議会」を立ち上げ、会長を奥田町長がお務めと認識しております。11月には、フライトロードに関する陳情も行われたと伺っております。協議会の活動内容と現状も併せてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 3点目の「協議会の活動内容と現状」についてお答えいたします。

広島空港北アクセス道路推進協議会は、国・県の関係機関に要望活動を積極的に行い、1日も早い事業完了を目指して平成4年に設立されたところでございます。また、令和元年には賛助会員としまして島根県10市町に加入いただいております。毎年、協議会総会において活動方針の確認や意見交換を行うとともに、国土交通省、県内選出国會議員、財務省、国土交通省中国地方整備

局、広島県及び広島県議会に対し整備区間の指定に向けて要望活動を継続して行っているところでございます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 福永議員から私の要望活動の現状について申し述べよということでございます。現状こういうふうに要望活動行っておりますけれども、なかなかそれだけではすぐ工事着手に至らないということもございまして、いかに広島県のほうにおいて計画をしっかりと進めていただくかということが重要となってまいります。そのなかでも土木建築局については、さまざまお話をさせていただいているところでございますが、現状、かなりな費用も負担しているということ。以前開通後に私になる前の状況ですけれども、大きな橋が架かりました。そのときの予算がかなり県でも論議をされまして、それ以後の費用についてはかなり厳しいという状況もありましたけれども、これまで期成同盟会を通じてお話をさせていただくなかでお聞きしたのが、利用している車の台数が少ないではないかということと言われました。それは繋がらないからですよということをこちらでも申し上げましてですね、繋がることによって利用者も増えているはずであるということです。今の現状、よく通っていただければわかると思いますけれども、現状ではフライトロードを降りられたら、フルーツロードにそのまま乗っかれて、県の北部へ行かれています、また通われている方も多くございます。そういったところがあるということは近隣市町に認識いただいております、そちらのほうもしっかり現状では活用いただいておりますけれども、今後フライトロードができることによって時間短縮、並びに先ほどありましたさまざまな産業分野での進出が見込まれる。なおかつ私の申し上げましたベッドタウン、定住促進に繋がるようなものへしっかりできていくのではないかと考えているところでございます。是非ともですね、こういう高まり、いわゆる町民からの機運の醸成にも努めていきたいと考えているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 引き続きよろしくお願いいたします。

フライトロードが完成した場合の世羅町への影響や変化について、世羅町が

独自に調査した資料等がありますでしょうか。また試算する必要があると考えます。いかがでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 4点目の「フライトロードが完成した場合の世羅町への影響や変化について、世羅町が独自に調査した資料」についてお答えいたします。

広島中央フライトロードの全線開通により、地域間の移動時間が大幅に短縮されることになり、近隣市町への通勤、通学範囲が拡大することによる利便性が向上するとともに、産業振興の面では沿線市町での企業進出の活性化、観光振興の面では、交流人口の増加や空港を利用した多様なツアー旅行の提案により広域的な観光振興が期待できるところでございます。また、緊急輸送道路を新たに確保することで、大規模災害時の周辺地域との連携強化が期待されるところでございます。これらの効果について町が独自に調査を行うことはしていませんが、広島県が行われる調査にしっかりと反映していただくよう努めてまいります。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 経済効果と説得力のある数字が伴えば、町民の期待や機運も高まるものと考えます。是非世羅町独自でも調査されることを望みます。

今年2024年に、広島県が『広島中央フライトロード延伸関連環境調査』を行ったと聞いております。どのような進捗状況か確認できていますでしょうか。状況がわかれば知りたいです。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 5点目の「広島中央フライトロード延伸関連環境調査」の進捗状況についてお答えいたします。

道路設計を行う上で野生生物の生息状況を把握し、環境保全対策の基礎資料とするため、県による動植物を対象とした環境調査が令和6年度から令和7年度にかけて実施されているものと伺っております。また、令和4年度には航空測量、令和5年度に予備設計が実施されており、整備区間の指定に向けた調査

が進められているものと考えているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） その調査結果は公表されるのでしょうか。一般の方が閲覧できたり、確認などできるのでしょうか。お伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） この環境調査の資料につきましては、これから整備区間の指定に向けて国との新規採択のための資料として活用されるものと伺っておりますので、現在のところ一般に公表されるということは伺っておりませんが、今後、県のほうからですね、公表できる情報があるかないかについてはしっかり把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 「世羅町都市計画マスタープラン」の策定にあたって2020年に世羅町民対象にアンケートが実施されております。「広島中央フライトロード」に関する設問も1問だけありました。

その資料によりますと「広島中央フライトロードの整備についてどう思われますか」との質問に対して、町民が整備を要望するとの回答が73.2%と実に高い割合となっております。

この前回のアンケート以降、「広島中央フライトロード」に関するアンケートや意識調査などを世羅町は行われたことがありますでしょうか。お伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 6点目、「世羅町都市計画マスタープラン」策定にあたって実施した「広島中央フライトロード」に関する町民対象アンケート以降にアンケートや意識調査を行ったかについてお答えいたします。

世羅町都市計画マスタープラン策定にあたり令和2年9月に実施した町民アンケートにおきまして、ご回答いただいた方の7割を超える方から、広島中央フライトロードの整備を要望する回答をいただいたところでございます。町と

しましては、これ以降の広島中央フライトロードに関する意識調査などは実施しておりませんが、現在でも多くの町民の方が本路線の早期整備に期待していただいているものと受け止めているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 私の知る限りと申しますか、私の周りの同年代の仲間とか、先輩も含めいろんな席でこのフライトロードを是非造りたい、できればいいと思っているので話しかけるんですが、「そんなことがあるのか」といったようなまだまだ世羅町民の中、認識が行き渡っているとは思えない部分、私が肌身で感じている部分があって今回このように質問をさせていただいております。是非ともそういったアンケート、皆様の意識を高めるという意味でも実施のほうでお考えいただきたいと思います。

続きまして、広報世羅などで、定期的な関連記事を掲載することで、住民の認識を促すことが可能かと思えます。是非アンケート調査や広報せらなどへの掲載に関しまして、検討いただけるのかどうか、改めてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 7点目の「広島中央フライトロード」に関するアンケート調査や「広報せら」への掲載について検討が可能かについてお答えいたします。

広島中央フライトロードの全線開通は、町や町民の皆様にとって多くのメリットがあり、また、町民からの期待が大きい事業と認識しております。現時点でのアンケート調査及び広報誌への掲載は予定しておりませんが、必要に応じて確かな情報を町民の皆様にお知らせするとともに、本路線の整備区間の指定及び事業着手が図られるよう、協議会構成市町と連携して要望活動を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 一旦止まった事業を再開させるには町民の総意、要望、切望が必要だと思います。まずはフライトロードに関する情報を町民全体に共有できますよう働きかけを切望いたします。また、他町との密接な連携を引続

き行っていただきたく思います。関連する周辺市町の利便性は勿論ですが、世羅町にとって大変大きなチャンスを含包する本計画を町民一丸となって進めていけますようお願いしております。以上を持ちまして私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 今回議員から質問いただいたなかで、まだまだ町民に周知が足りていないという部分もあろうかと思えますし、今後の計画について将来的な展望、もう少し町からも発信していけということでございます。近隣市町との連携についてはこれまで何年もの間進めているところでございまして、かなり大きな期待を持っておられます。議会も一緒に要望に行ってくださいしておりますし、近隣の議会でもそういった一緒に取組を行っていただいている状況もございます。是非ともですね、早期完成に向けて歩を進めていけるよう努力をまいります。

○議長（高橋公時） 以上で 6 番 福永貴弘議員の一般質問を終わります。

次の質問に対する説明員が入室されますので、ここで暫時休憩といたします。

-----

暫時休憩 9 時 3 5 分

（選挙管理委員会委員長入室）

再 開 9 時 4 0 分

-----

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。引続き一般質問を行います。

次に 選挙ビラの証紙に関する説明の誤りについて 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） 2 番。

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○2 番（佐倉悠希） 新人議員の佐倉悠希でございます。よろしく申し上げます。それでは早速ですが、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

選挙ビラの証紙に関する説明の誤りについて。

質問の要旨でございますが、令和 6 年 10 月 20 日に執行された世羅町長及び

世羅町議会議員一般選挙において、世羅町選挙管理委員会が行ったビラ証紙の説明に誤りがあったため、選挙が公平に実施されなかった可能性があります。不公平なルールに基づく選挙は、民意を正しく反映せず、民主主義の根幹を揺るがしかねない事態であります。

質問の1点目ですが、この誤りについては報道もされていますが、報道内容と他陣営からの聞き取り内容等と齟齬があります。事実関係を整理し、正確な説明を行う必要があるのではないのでしょうか。

○選挙管理委員会委員長（原田洋治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（原田洋治） まず最初に10月20日に執行された世羅町長選挙、世羅町議会議員選挙において選挙管理委員会が行った選挙用ビラ、証紙に関する説明に誤りがあったこと。またその誤りが判明した後、その対応についても適正さを欠いたことを反省し、お詫びを申し上げます。今後このようなことが起こらないように話し合いを進め、研鑽を深めてまいりたいと思います。

それでは佐倉議員の質問、10月20日執行の世羅町長及び世羅町議会議員一般選挙において、選挙運動用ビラに貼る証紙の説明に誤りがあったことについて、選挙管理委員会からお答えいたします。

1点目「事実関係を整理し、正確な説明を行う必要があるのではないか」のご質問にお答えします。

選挙管理委員会が誤った説明を行ったこと、「選挙の無効」を求める異議の申し出のあったことは、複数の報道に取上げられたところでございます。

異議の申出は公職選挙法に定められたものであり、当委員会では、その手続きの中で、誤った説明を行った原因やそのときの認識、誤りが判明してからの経過など、当時の状況とともに振り返り、事実確認と整理を行ったところです。

このことにつきましては今後とも正確な説明に努めてまいりたいと思っております。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 1点目の質問については、私のほうからですね、事実関係を整理し正確な説明を行う必要があるのではないかという質問だったんです

けれども、それに対して今、事実確認と整理を行ったところですよという回答でした。あらかじめですね、お伝えしたいことがありまして、今日の質問の趣旨は大きく2点ありまして、1点目は見える化。このような見える場である議会において見える化をすること。もう1点はですね、そういった確認した事実に基づいて再発防止に努めること。それが今回の私の質問の趣旨です。選挙は全町民が関わっていることでありますので、このような問題は全町民にお伝えする必要がありますと考えています。新聞記事等報道がありましたけれども、各社整合性が、私は読み比べて整合性がないと感じましたし、町民の皆さんがすべての新聞を読み比べているわけではないと思います。また、本日の質問で異議申立について触れますが、これは中立の立場でお伺いしますし、異議申立についての選挙の無効の決定については公職選挙法に当該選挙管理委員会または裁判所が決めると記載がありますので、その立場を認識した上でお伺いしていきたいと考えています。

改めてお伺いします。事実関係を整理し、正確な説明を行う必要があるのではないのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） ご質問いただきました事実関係の整理ということに関しまして、この場において整理した内容等をお示ししながらご説明させていただければと考えます。

今回の説明の誤りについてでございますが、町長選挙、町議会議員選挙におきまして用いられます選挙用運動ビラの紙面に貼る証紙の取扱いの説明が誤っていたものでございます。8月23日に事前に立候補予定者の説明会を行いましたけれども、それ以降実際に各候補者の皆さんの準備がスタートしております。9月に入りまして、初旬ですが、両面印刷に関しましてご質問を受けました際に、この証紙の貼り方の確認をするタイミングがございました。広島県選挙管理委員会に問い合わせ、その回答でその後説明を行ってございました。この説明が誤っていたものでございます。内容はビラの両面に印刷する場合、表と裏で別の内容であれば、2種類のビラを作成したこととなり、証紙を両面に貼る必要がある。したがってこの場合、ビラの作成枚数は上限の2分の1に制約されるという県の説明を基に同様の説明を各候補者に対して行っていたもので

ございます。

その後約1か月経ちまして、10月3日になりますと、事前の書類点検ということで、下見会をさせていただいてございます。この間1か月のうちに計7名の候補者の方がビラを作成される準備を行なわれており、同様の説明を行ってきたところでございます。この7名のうち、1名の方が片面の印刷、そして6名の方が両面の印刷で準備を進めておられました。10月7日告示の8日前でございますが、候補者の方より再度両面の場合の証紙の貼り方について疑義が出され、県選挙管理委員会へ直接お問い合わせをされました。そのタイミングで県から再度こちらに説明があったのですが、そのときもまだ同様の両面に貼る説明をいただいております。同日のうちに、県選管が誤りを認め町選挙管理委員会のほうに連絡がきたという経緯がございます。告示前にこの事実を知り得たわけなんでございますが、そのときの状況といたしまして各候補者に対して印刷の状況等を聞き取っております、かなりビラの作成作業が終盤に差し掛かっているという状況を把握したところでございます。またこれまでの誤った説明において、印刷面に証紙を貼るということを一定して申しておりますので、証紙1枚当たりの情報量は公平なのではないかという誤った考えを持っております。したがって、そのまま告示日を迎え、選挙を執行することとなったものでございます。このときの判断は誤っていたというふうに今、反省しているところでございます。また各候補者皆様への説明におきましては両面印刷をされた方にのみ告示日において証紙の貼り方は片方だけで構わない旨を説明したに留めておりました。当初の説明が、県選管の説明が誤っていたこと等を詳細を詳しく説明する場を設けておりませんでした。この点も今反省しているところでございます。この選挙の効力について、選挙が無効ではないかという異議申立を頂戴するにあたり、その内容等を改めて整理するなかで、公職選挙法に照らすと、明文化された部分に違反している部分があるというふうに当委員会としても判断をし、深く反省をしているところでございます。

実際の報道と齟齬があるという部分でございますけれども、報道各社において取材をされたなかで記事を作られております。私ども選挙管理委員会が知り得ないところも含まれているというふうに感じているところでございまして、この報道内容についての選挙管理委員会としての考え方といったものは申し述べる立場にはございません。またこうした場においてこの状況を説明させてい

ただ機会となりましたことは委員会としても説明をする上で大変ありがたい機会をいただいたものと受け止めてございます。経過説明については以上でございます。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 今、いただいたご回答に若干付け足させていただきたいと思うんですけれども、まずこの選挙運動用ビラについては、令和2年6月の公職選挙法改正により、町でもビラの頒布が解禁されたということで、世羅町の選挙では初めての導入されたツールとなったという経緯があります。今、ご回答いただいた点でちょっと不足しているんじゃないかなという部分があるんですけれども、10月7日に審査、証紙の確認をされた陣営が違うのではないかなということで、再度県選管にお問い合わせされた。その際にも誤った説明が返ってきたということですね。その説明にその陣営の方はよく選挙についてご存じだったので納得されずにそのまま退庁された。その方が直接県の選管に問い合わせをされて、これは恐らく聞き方もあるんだろうと思うんですけれども、県の選管の担当の方がまちがいに気付かれた。それで県の選挙管理委員会から町の選挙管理委員会に連絡が入ったという、説明がちょっと不足していたかなと思います。ということは正しいルールの認識を持っていた陣営が1陣営いらっしまったということですね。ここでもうダブルスタンダードが生まれているということになるかなと思います。1陣営だけ片面でも両面でも同じ枚数が刷れるという認識を持った陣営がいらっしまった。ここが問題かと思っています。

もう1点、ちょっと強調してお伝えしたいんですけれども、告示日に両面印刷をした陣営に証紙の説明をしたとありますけれども、これはあくまでも証紙を貼るのが片面だけでいいという、要は手間がなくなりますよという意図の説明であって、両面でも片面でも同じ枚数が刷れるという説明ではなかったという点にも問題があるかなと思います。つまり選挙が始まって、10月15日告示日時点で1陣営しか正しい認識を持っていなかったわけです。告示日に選管が説明した後でさえ。そして10月17日に新聞の折込がされた。これはスケジュール的には最短のスケジュールなんですけれども、新聞の折込をしようと思ったら、10月17日が最短のスケジュールになるんですけれども、その折込を見て

1 陣営がおかしいということに気付いたわけです。両面の場合は、ですから片面印刷された陣営ですね、両面印刷にも片面しか証紙が貼っていないということで、ちょっとおかしいと思われて問合せをされて、そのときに証紙の貼り方についてと上限枚数が誤っていたという回答をされているんですね。この時点でその陣営も正しい認識を持たれたと。10月17日時点で2陣営が正しい認識をお持ちになっている。そのまま選挙終わって最後までその2陣営以外は正しい認識を持っていなかったと。ここが問題かと思ってる。ダブルスタンダードが発生しているということです。ということなんですけど、この発言内容にまちがいはないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） お答えいたします。議員ご指摘いただきました1陣営のみ知り得た方がおられたなかでそのまま執行しているというところがございます。まさにご指摘いただきますとおりその説明が1陣営だけ伝わっていたというのが実態でございました。私どもの事務局といたしまして印刷作業等、各候補者の作業のほうに注視をしていて、こういった事態が生じてきたものでございます。

また告示日において貼り方のみを説明したという、作業の説明に留まっている点もご指摘のとおりでございます。ビラの作成の申し出があった時点で決まった枚数の証紙をお渡しするということは定められておりますので、その上限枚数をお渡しする必要がある。また貼る作業についての誤りだけ申し述べたというところでご指摘のとおりでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今、お話した事実を共有した上で次の質問をさせていただきます。

質問の2点目でございますが、この件について、広島県選挙管理委員会の説明に誤りがあったと認識しておりますが、広島県選挙管理委員会はこの問題についてどのように認識されているのでしょうか。

○○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 2点目の「広島県選挙管理委員会の認識は」のご質問にお答えをいたします。

この度の誤った説明は、広島県選挙管理委員会からの説明が誤っていたことですので起因しているわけですが、異議申出等が出され、それを受理するにあたり広島県選挙管理委員会にも申出の内容等はお伝えをし、連携をとっていたところでございます。

このなかで町選挙管理委員会では扱われる事項であるため、広島県選挙管理委員会としての認識については示されてございません。

ただこの事務レベルと申しますか、職員間でのやりとり等、手続き等の説明をいただくなかで、当初誤っていたことは大変申し訳ないといった発言はいただいているところでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 再発防止のため、県もやはりそれなりに対応が必要なのではないかと考えております。今、県から謝罪があったというふうな話だったんですけれども、県に具体的に経緯は聞かれたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） お答えいたします。当初誤った説明を受けた時点ですが、電話での町選管からの問い合わせに対し、県担当者のほうでお答えをいただいたものでございます。その後、再度の確認等を行ったなかでもあくまで県の担当の方とのやりとりに終始しておりまして、県選管としての正式な回答といった内容ではございませんでした。事務レベルで互いに確認を行ったなかで誤りが生じたままであったというところでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） しかしながらやはり再発防止をするために具体的な経緯を共有して再発防止に努めていく必要はあるかと考えてます。私も直接県の選挙管理委員会に問い合わせをしたんですけれども、担当のグループリーダーの方とお話をしました。ただ数か月前の出来事ですので、はっきりとは記憶され

ていないということで、恐らくという前置きがあった上でお話をお伺いしたんですけれども、恐らく担当者の方がですね、担当者の方がまず新人というわけではなく、そのポジションに約3年働かれている職員の方が対応されということでした。その担当者の方が忙しくて、忙しいというのは理由にはならないかとは思いますが、忙しい状況の中、思い込みで回答してしまったということだったんですけれども。じゃあ、その思い込みというのは具体的にどういうものかというふうにお伺いしたんですね。そうしましたら恐らくという話だったんですけれども、選挙ビラを共同で使う場合に、あまり聞かない例なんですけれども、1枚の選挙ビラを2人の候補者、Aという候補者、Bという候補者がいらっしやって、それを共同で使う場合、片面の選挙ビラでも1枚ずつ貼る。これで2枚貼らないといけないと。この説明と取違えて返答したのではないかということだったんですね。これかなり珍しいパターンなので、そんなことと取違えるのかなと思って再度質問したんですけれども、そもそもこの選挙ビラ、両面の場合は何枚印刷できることになるかという質問自体も珍しかったみたいで、つまり珍しい質問と珍しい質問を取り間違えたというようなことでした。その後にそもそもこれは町で、それ以前にほかの市町から問合せがなかったということもあったのかもしれないんですけれども、そもそもこれは町で解決することだからということで回答がありました。ただ、県の選挙管理委員会も町の選挙管理委員会を助言する立場であるので、ちょっとそういう言い方はないんじゃないかなというふうにも私も思って、この両面印刷する場合は何枚になるのかというのは詳細な説明というのは資料としてインターネットとかでも、書面でも掲載されてませんよねと私も言ったんです。そうしたら、それだと県に聞くしか方法はないですよ。それか県を経由して総務省に確認するしか、それが通常のルートなんじゃないですかというふうにお聞きしたんですけれども、そうしましたらちょっとそういう話になるとわかりませんけれどもと濁されたんですね。ただ今回の選挙ビラの説明について再び間違えるということはないかと思いますが、さすがに。公職選挙法というのは今後法改正されていく可能性があると思いますので、その都度町選挙管理委員会で解決していくということになったら、今後どのように対応していく体制になるのか。私はそこが課題かなと思っているんですけれども、その点の認識はいかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） お答えいたします。先ほどのような質問のなかで少し触れていただきましたけれども、公職選挙法令和2年6月に改正されて12月から施行だったかと思います。その改正において地方選挙についての改正が大きなものがございました。公費負担の部分で、それまではビラにつきましては町長選挙のみ適用になっておりまして、町議会議員への選挙というのが今回は初めての扱いになっておりまして。こうした制度的な変更がありましたので、これまで過去においては町議会議員選挙においてビラを作成されるという候補者の方が確か少なかった。0とは確認しておりませんが、ほとんどなかったものと認識しております。今回選挙のほうへ公費負担が始まったことで、複数の陣営が取組まれたというところがございます。今後もビラまた証紙、その他選挙公営等の制度も含めて公職選挙法は見直し等が図られていくものと思われます。また近年ではSNS等の取扱い等も選挙において大きな関わりがあるというような関心がもたれている。制度の改正についてはそれぞれに確認が必要になろうかと思います。議員ご指摘いただきますとおりビラの証紙の貼り方等につきましては枚数は定めてございますけれども、貼り方等、どう扱うかといったような詳細については明文化した部分がなかなかないものがございます。こうした点を各選挙管理委員会等で判断をしていくこととなりますので、県並びに総務省との確認を取るというような作業を踏まえて、法改正等には誤りないように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） ちなみにですね、今回、県の選挙管理委員会に問い合わせは電話でされたんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） はい。町の選管ではご質問等がありましたら電話での対応を基本に行っております。資料等を求める場合には改めてメール等で資料の提供をお願いする場合もございますけれども、基本電話に

よってなるべく速やかにお答えをしていこうということで対応をしております。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 県への問合せというのは部署によって対応が変わってくるかと思うんですけれども、電話ではなくて、むしろ文書で求められる場合もあるんですね。私としてはやはり選挙についてということになると非常にデリケートな問題ですので、文書で照会するべきではなかったかなと考えてます。今回このようなことがありましたので、やはり文書で質問することを検討されたほうがいいのかと考えてます。こちらで様式を、任意の様式を作って、たとえば、もうこちらのほうであらかじめ決裁欄を作っておけば、受取った相手側もその決裁欄を使って県の中で決裁を取られることもあるかと思うので、そういった場合は県内部でのチェック機能が働きますので、誤りの抑止につながるかと思います。忙しい状況でもやはりそういった文書で質問すれば、またですね、総務省に確認した上で返答したのかと。チェック欄をこちらで設けて質問すれば、今後さまざまな法改正の際に確認する際に、誤りの抑止につながるのではないかと考えているんですけれども、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 議員よりご提案をいただきました。大変参考になるご意見等を伺ったところでございます。これまでは各担当ごとにこういった問合せ等はですね、それぞれメモと言いますか、記録を残すようにはしております。いつこういった内容で問合せをしたと。こういった内容があったというのは、記録は残しておりますけれども、議員ご提案いただきますとおり、定型の様式等を用いる形で後に残すといったところまでを意識した対応にはなっておりませんので、参考にさせていただき、取入れていくようなことを考えてまいりたいと思います。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) やはり県の選挙管理委員会というのは町選挙管理委員会を助言する立場であると私は考えてますので、今後もっと密に連携していただ

ければと思います。

質問の3点目になりますが、この誤りが判明した時点での対応は適切であったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 3点目の「誤りが判明した時点での対応は適切であったか」のご質問にお答えいたします。

説明の誤りが判明した時点では、先ほど触れましたけれども、告示前の混乱を避けたいとともに、印刷面に証紙を貼る説明のまま、情報量の観点としては公平性が保たれるもというふうな考えで誤った判断をしたものでございました。

しかしこの対応につきましては、ビラの印刷方法や作成枚数を制約をしたまま選挙を執行すること、また立候補者に対して正しい説明を行わなかったという点においても、適切なものではございませんでした。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今お答えいただいたなかに、告示前の混乱を避けたいとご回答いただいたんですけれども、これは具体的にどのようなことを混乱というふうに思われたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） お答えいたします。先ほど経過説明でも少し触れさせていただきました。判明した時点におきましては、各ビラ作成作業が終盤に入ってきているという状況にある程度認識をしておりました。その作業を誤ったということがありましたので、追加の増刷であったり、片面から両面に変えるとか、あとさまざまなご心配を候補者にかけてしまうといった、準備作業に影響が出てくるというところは認識しておりました。また町選挙管理委員会におきまして、その背景といたしまして2つの町長及び町議会選挙に衆議院の総選挙という状況でございまして、冷静な判断を行えなかったという背景がございました。それをここでは混乱という言葉としておりましたけれども、判断が適切でないという状況でございました。

○ 2 番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○ 2 番（佐倉悠希） 今のご回答にありました印刷が進捗されていると判断されたと言われたんですけども、これは具体的にどこかの陣営に進捗状況を確認されたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） ご説明いたします。作成作業の把握につきましてでございますが、下見会をするまでに各陣営から原稿の確認をお願いをしております。印刷作業に入る前の原稿を選挙管理委員会で確認し、必要な事項が記載されているかといったところを確認をさせていただいております。その時点で両面にされるのか、片面にされるのか、また仕上がりをいつくらいに印刷社と調整しているといったようなスケジュール的な面もですね、伺いながら確認を行っているところでございます。

この誤りが判明した時点においては 7 名の方が作成をされるという状況とともに、いつ頃仕上げて作業が完了になるといった状況、また、複数の方の候補者を同一の印刷社が取扱われているといったような状況を含めてスケジュールの面から把握もしていたところでございます。

○ 2 番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2 番 佐倉悠希議員。

○ 2 番（佐倉悠希） 今の回答では、具体的に各陣営に確認されたという内容ではなかったかと思います。つまり、あくまでもご自身の憶測での判断をされたというふうに受け止めました。これただ実際は確認してみると、印刷会社の印刷はですね、追加で印刷することは間に合ったんでしょね。間に合ったです。確認してみるとですね。ただよく考えてみれば、1000 枚、2000 枚印刷会社が印刷することってそんなに時間はかからないかなと思います。役場のコピー機でも業務用のものを使っているかと思いますが、1000 枚、2000 枚印刷されたことあるかと思います。1 日あれば十分に間に合うかと思います。印刷会社の印刷機というのは更に専門的な機械なので、業務用のコピー機と比べると格段に早く刷れるかと思います。通常は間に合うという判断をするのが自然かと考えます。そのうえでもう 1 点考慮しない点があるかと思います。追加で印

刷するときのよけいにかかる費用なんですね。もうすでに印刷し終わっていた場合、追加で印刷しないといけない。こういったよけいにかかる費用についてご認識はありましたでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） お答えいたします。先ほどの説明を補足させていただきます。選挙管理委員会といたしまして状況の把握は、議員ご指摘のとおり各候補者に対して問い合わせをした上で判断したものではございません。個別の陣営の状況を聞き取るということになりますと公平ではないということもありますので、当方だけの判断で行ったものでございます。また印刷作業につきまして、その実態等印刷のスピードであったり、そういったさまざまな工程的な面からの考察はいたしておりませんでした。あくまで完成に向けてのスケジュール的にどのくらい進んでいるかといったようなことしか、こちらでの判断のときには考えていなかったものでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） よけいに費用がかかる場合なんですけれども、私の場合ですと、印刷が終わっていたとして追加で800枚刷る場合は、一括で1600枚印刷する場合と800枚2回に分けて印刷する場合は、コストが約1.7倍になるんですね。ここのよけいにかかった部分については、どう考えても自己負担するしかなくてですね、選挙管理委員会のほうで責任を持つことはできないかと考えます。要はごめんなさいするしかないことかと思うんですけれども、選挙を公平にすることと、この費用の責任を持つこと、その持つことを免れること、これを天秤にかけられて判断された、そういった点はないでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） このコスト面、作成におけるコスト面についてどう負担するかといった点については考慮はいたしておりません。選挙管理委員会といたしましては先ほどの選挙公営の定められた上限というものがございしますので、実費用と上限と見比べるに留まりまして、オーバーした部分についてどう補てんするかとか、そういった考えはございません。誤った

説明をしたことに伴う、余分な費用といいますか、上回る費用についてどう扱うかといった切り分けた考え方はしてございません。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 先ほどの質問の趣旨はよけいにかかった費用を負担するかどうかというところではなくて、その責任を免れるために判断されたのではないですかという意図で言いました。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 答弁が不足しておりました。今、質問いただきました、よけいな費用を負担することを免れるための判断ということでは決してございませんでした。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) そもそもですね、この県の選挙管理委員会から訂正されたかと思うんですけれども、これは10月7日時点で広山事務局長に報告されていたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 職員がその電話は受けましたけれども、その後、私のほうにも伝わってございます。その発端となった議員のところにもですね、県から連絡が、こういった内容の連絡がございましたというところをお返しをしたところでございます。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) それはすべて同日中ということでよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 時系列で整理するなかで同日でございました。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 4点目の質問ですが、この誤りが選挙にどのような影響を及ぼしたのか、検証を行ったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 4点目の「選挙にどのような影響を及ぼしたのか」とのご質問にお答えいたします。

誤った説明を行ったことによる影響といたしましては、法律に規定された上限枚数の2分の1の枚数で作成された立候補者や、両面印刷ではなく片面印刷を選択された候補者などが計6名おられ、ビラの作成における影響がございました。

作成後のビラの使用においては、公職選挙法施行令において新聞折込み又は選挙事務所内、個人演説会の会場内などに使用が限られており、また、ビラの使用した方法や実際に使用された枚数は立候補者によって異なっていたと思われます。ビラを作成されなかった立候補者も9名おられたなかで、選挙の結果への影響について明確にすることは困難であるというふうに考えております。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 確かに具体的に選挙の結果への影響について明確にすることは難しいと私も考えます。ただ具体的な関数の係数はわかりませんが、何かしら関係性はあるかというふうに私は考えてます。片面のみの印刷と、両面印刷した場合の選挙ビラの性質というのがですね、やはり変わるのではないかと。片面だけですとやはり情報量に制約があるので、どうしてもイメージ的PRしかできない。一方両面にするとA4の裏面そのまま政策の内容とか記載できますので、どういったことを政策にしていきたいのかという内容まで伝えることができる。つまり選挙ビラの性質が変わるくらいの影響があるということはお伝えしたいと思います。これ実際にあったんですけれども、私の場合は選挙ビラを枚数が800枚までしか刷れなかったもので、どうしても自分が住んでいる近辺の地区にしか折込ができなかったんですね。もし上限が1600枚だと、ほかの地区も新聞折込ができた。ただ一方で私の地区に新聞折込をほかの地区からされた陣営がいらっしゃったんですね。これはよく正しい認識を持っ

ていた陣営の選挙ビラだったんです。これはつまりですね、サッカーに例えると、私は1点得点する機会を奪われて、むしろ1点失点をする機会を作られたということになります。得失点差、2点差です。これは私としては結構影響を受けたなというふうに実感してます。このような実態があったことはお伝えしたいと考えます。

では質問の5つ目なんですけども、この誤りについて、選挙後の対応は誠実であったでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 5点目「選挙後の対応について」のご質問にお答えをさせていただきます。

選挙の執行後、説明の誤りを発端とします異議申出を受理することとなり、当委員会では、これまでの認識と判断を公職選挙法に照らし、確認と整理を行ってまいりました。

この間、選挙の執行において大きな疑念を生じさせ、批判を受けることとなった事実を、重く受止めているところでございます。

もっとも身近な選挙においてこういったことが生じたこと大変申し訳なく考えているところでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 選挙後に広山事務局長とお話する機会がありまして、そのときに今回の上限、両面の場合は片面の場合の半分であるということについては、公職選挙法に町の裁量は認められていない。そのうえでの世羅町の任意のルールであるとお話されましたが、記憶されてますか。またその認識は今でもお持ちでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 選挙終了後に佐倉議員のほうにも特設電話をさせていただきお話をさせていただきました。そのときの内容はよく覚えてございます。先ほどご質問の中にダブルスタンダードというような言葉も用いてご指摘をいただきましたけれども、まさに町選挙管理委員会の判断で

公選法に定められる上限数を制約するというような実態のまま選挙を行った認識でまちがいございません。そのときの会話におきまして町選管での判断でというようなお話をさせていただいたことを記憶しております。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番(佐倉悠希) 町の判断で作ったルールについて運営としましては、本当に公平に運用しようと考えたと、あらかじめその正しい認識を持った1陣営ですね、公職選挙法では上限1600枚ですよと定められてますけど、今回は800枚までで上限とさせていただきますというかですね、それか選挙後に正しい認識を持った陣営についてはこれは批判する意味ではなくて、正しい運用に沿ったわけなので私は問題ないと考えているんですけども、選挙後に1600枚印刷して配布したという事実を確認されているのだったら、本来は町の判断のルールに反しているわけですから注意をしなければいけない。そうしないと公平性が保たれないと考えてます。そもそも公職選挙法のビラの頒布について上限を超えた場合は罰則が儲けられおきまして、第243条なんですけれども、2年以下の禁固または50万円以下の罰金に処するとなっておりますね。そういったところをどのように整理されるおつもりでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 議長。

○議長(高橋公時) 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長(広山幸治) 公職選挙法の罰則についてでございます。公職選挙法のさまざまな制約、罰則規定等も含めて定められたものがございすけれども、公職選挙法につきましては公平公正な選挙を行う上で必要な事項を定めるということで定められております。その罰則は厳しいものでございまして、それを持って処罰をするということではなく、あくまでそれをさまざまに意識させ、守らせることで選挙を公平なものにしていこうというもので定められているというふうに認識しております。ですので、実際に違反等あった場合、それに照らしてどうかというのは司法等で裁かれることとございまして、選管としてそれについての意見ということは申し述べるところではないというふうに考えております。

○2番(佐倉悠希) 議長。

○議長(高橋公時) 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 要はですね、罰則をするべきではないかという趣旨の質問ではなくて、当然、公職選挙法も罪刑法定主義に則っていると考えてますので、町の判断したルールで罰則を科すのはできないという、そういう私は考えなんですけれども、こういう意味のないルールを作ったということに対してどのように整理されるかということをお伺いしております。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 町選管として定められていないことについて独自のルールということでございます。あくまで町選管としましても誤ったルールではございましたけれども、公平さを求めて当初の誤った説明の中で公平性を求めて理解していたという点がございます。両面に貼れば証紙1枚当たりの情報量は確かに等しくなるというような誤った判断と認識で行っていたものでございます。独自のルールを設けたというところ、悪意があったり、恣意的があったりといった場合は問題でございますけれども、決してそうではなくということで、取違えた解釈をそのまま用いて執行したというところでございます。この点についての考えということ、自らについてどう考えるかというところは委員会として申し上げるところではないというふうに考えてございます。他の事務取扱等で手続き等で扱われる場合にそこは判断いただければというふうに考えます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 私としてはこういった町の独自のルールというよりは、もしルールというのだったら、あらかじめそのルールを正しい認識を持っていた陣営に伝えるべきだと考えてますので、私としてはルールではなくて、これは俗に言う単なる言い訳だというふうに受け止めてます。だからルールという言い方をされるのは如何かなというふうに受け止めてます。

異議申立に関することに触れさせていただくんですけれども、この異議申立、11月18日に受理されて、11月27日に決定書、審理及び決定ということで決定書を渡されてます。このなかでそれまでに弁明書、反論書、再弁明書ということでやりとりがあったかと思いますが、その際に選挙管理委員で会議を開いた上でそのように意思決定をされたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） お答えいたします。この手続きにおきましては、30日以内に決定に努めることということをされておきまして、今、ご質問いただきました弁明、再弁明、それから決定といったような手続きを委員会として出したところでございます。この申出がなされる際、その内容を確認し、そして各委員の意見等まとめながら各一連の書類、それから決定に至ったものでございます。再弁明におきましては4人全員、そして決定の際には1名欠席はございましたけれども、委員にお集りいただき、決定を行ってきたところでございます。また意見の取りまとめ等も必要でございますので、会議のみにならず、文書等配布して意見を求める。それからお宅を訪問してそれを聞き取りをさせていただくといったようなことをしながら決定に至ったものでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） すみません。聞き洩らしたところがあるんですけれども、弁明書を回答する際も再弁明書を回答する際も、きちんと集まった上で会議をされて3人以上出席された上で合議をされたのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 弁明書を提出する際には各委員の所に案を持ち回りまして、会議は行っておりませんが、戸別訪問、それから意見の取りまとめ等を行いながら、11日付で弁明書をまとめたものでございます。再弁明につきましては会議、それから決定におきましても実際の会議を招集した形で行っております。またこの会議には事前に資料を提供するなどご意見を頂戴するように準備をした上で会議を開いているところでございます。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 新聞報道によりますと異議申立てについて今後ですね、異議申立てではなくて、すみません、県選管にですね、審査の申立てをする予定となっていると新聞報道にありましたので、今後対応が生じる場合もあろう

かと思えますけれども、その際には誠実な対応に努めていただきたいと考えております。私のほうからは以上です。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（広山幸治） 報道の内容については、私どもも承知しているところでございます。今後、県の選挙管理委員会における手続きがなされる場合には、町選管としての意見であったり、考え方といったものも求められようと思います。また各種の資料等も要求されるものではないかというふうに考えているところでございます。この手続きにおきましても公選法に定められたものとなりますので、誤りのないようも適切な対応をとってまいりたいと思います。また対応におきましてはむろん委員会の総意として対応を取ってまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（高橋公時） 以上で 2 番 佐倉悠希議員の一般質問を終わります。

ここで本質問に対する説明員が退席されますとともに休憩を取りたいと思います。再開は 11 時といたします。ここで暫時休憩といたします。

-----

暫時休憩 10 時 42 分

（選挙管理委員会委員長退室）

再 開 11 時 00 分

-----

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。引続き一般質問を行います。

道の駅世羅が取り組むべき課題は 4 番 宗重博之議員。

○4 番（宗重博之） 4 番。

○議長（高橋公時） 4 番 宗重博之議員。

○4 番（宗重博之） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして質問いたします。緊張感を持って質問いたしますので、どうか誠実なご答弁をお願いいたします。

本題に入るまでに導入部としてひとつお話をさせていただきます。ただいま福永議員、それから佐倉議員質問いたしました。この二人新人でございます。私を含め 6 名新人が本会議で質問いたします。なにせ町会議員という職に

ついて1か月足らずです。そんななかでこういう一般質問をしております。どうか執行部のプロフェッショナルの皆様、誠実かつ正確、そういう答弁を期待しております。よろしくお願いいたします。

また傍聴室に座っておられる皆様、それからケーブルテレビをご覧になっている皆様方、結構おられると思います。こういう議会、開かれた議会、とてもこれは世羅町のためになると思います。緊張してまいりました。声が上ずってまいります。これは開かれた議会というものは必要です。とにかくこの議会の内容を、町民の皆様知らせて、皆様方の誠実な意見を町の方々に知らせる、これはとても重要だと思います。こうやって私たち向かい合っております。これは喧嘩をする場所ではありません。勝ち負けありません。一緒に何かを作り上げていく、そういう場だと思って私、質問いたします。ちょっと時間がありますので、もう少し、ご存じの方もおられると思いますが、

「S t a y H u n g r y , S t a y F o o l i s h」(「ステイ・ハングリー、ステイ・フーリッシュ」)という言葉聞いた方おられますか。スティーブ・ジョブズ、i p h o n eとか、i P a d、それを作ったA p p l e会社の創業者でございます。1955年生まれ、私と同じでございます。それが何なんだと言われればそれまでなんですけれども、この意味、非常に意味深いものがございまして。S t a y H u n g r y、H u n g r y、空腹、空腹であれ、つまり食欲であれ。また、ちょっとこれは私の解釈になるんですけれども、直訳ではないんですけれども、食欲であれ、なお、現状に満足することなく未来を追い求めろというふうな意味があると思います。それからS t a y F o o l i s h、F o o l i s hと言うのは愚か者、馬鹿者であれ、愚か者であれ。しかしそれが愚かという意味ではございません。これは常識に捉われることなくユーモア持って生きろ。そういう考え方でございます。そういう考え方スティーブ・ジョブズは20代のとき、これを大学の卒業式のスピーチで最後に締めくくった言葉です。この言葉が今のA p p l e社の現状でございます。その言葉を私はずっと20年前から受止めて現在に至っております。私も年を重ねるごとに動きが鈍くなり、冒険するエネルギーというのがだんだん少なくなってまいります。この言葉をいつも頭の中に入れて、人生100年という言葉が出て来たように、これからも自分の意思を持って強く生きようと思っております。

では本題に入らせていただきます。項目1 道の駅世羅が取り組むべき課題は

ということについて質問いたします。

道の駅世羅は、世羅町の玄関口、情報発信のハブ拠点、いわゆるインフォメーションセンターという役割でございます。しかも地元の賑わいを創出する場、特産品などを販売するアンテナショップ、人と人が出会う場として位置づけられています。

私は九州から北海道まで芝居を持ってずっと旅をしておりました。それで多種多様な「道の駅」を訪れましたが、道の駅世羅は、利便性、地域性、地域情報発信力、サービス面などから見ても引けを取らない施設であります。

「道の駅」の設置者は市町村等であり、国土交通省道路局に申請して登録されております。

したがって、道の駅は、道路利用者が休憩できる場、たとえば 24 時間トイレが開いているとか、何か飲み物が買うことができるとか、そういうサービスもございます。しかも災害時は防災機能としての役割、地方創生の拠点、外国人向けのインバウンド案内所としても期待されております。

既に周知のことと思いますが、観光シーズン、特に週末やゴールデンウィーク、イベント等が開催される日は多くの観光客が訪れて賑わいます。しかし、同時に道の駅世羅周辺の道路は渋滞が発生いたします。私の家も高い所にありますが、道の駅遠くに見ることができます。渋滞も見ることができます。とてもトイレに行きたいんだらうな、そういうドライバーの方の思いもひしひしと伝わってきます。

勿論、駐車場が少ないというのが原因ではありますが、2022 年 12 月にオープンしましたマリオットホテルが駐車場を分断あるいは分割するように建っております。これも影響しているのではないかと思います。

ここで私の前におられる方、皆様方の課題です。行政の役割、これは何か。こういった状況で安全で快適な世羅町の観光を推進していく任務があります。そのためには受入環境の整備は欠かせません。世羅町という町の玄関口にふさわしい道の駅世羅、これをどのように活用し、どのように展開させていきたいのか。渋滞の解決策も含めますが、町のお考え、計画を伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 4 番 宗重博之議員の道の駅世羅が取り組むべき課題につ

いてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員冒頭いろいろと申し述べていただきましたが、やはりこの場に立つと誰しもが緊張はいたしまして、慣れる場所ではございません。私も答弁、なかなか上手にできてないんですけれども、できるだけわかりやすく行ってまいりたいと思っております。

議員おっしゃられますように、この道の駅の関連で言いますと、これまで多くの方にご利用いただくということで、本当にありがたく思っておりますし、そもそもインフォメーションという機能を持たせるなかで、町内をしっかりと周遊していただくという目的を備えているところでございます。世界をいろいろと歩いてこられた議員、また国内でも道の駅をたくさん見られております。そういった経験を基にさまざまなご示唆もいただけるものと思っております。

道の駅世羅につきましては、議員おっしゃいますように、町の玄関口、情報発信拠点としての機能を持つインフォメーションセンターの役割を担って平成27年5月にオープンしてございます。5月の23日だったんですけれども、これ実を言うと連休を、もうかなわないから連休をはずしてくれというふうに言われた経緯がございまして。というのが、準備が間に合わなかった部分があるんですね。これというのも建設がぎりぎりまでいろいろと検討が長引いた部分もございまして、オープンについては少し余裕を持たせてくれてということで5月にオープンしたところでございます。

当初の想定以上に来訪者がございまして、特にゴールデンウィーク等長期休暇においては繁忙期、インターチェンジから道の駅世羅の周辺におきまして、大渋滞が起きている状況でもございます。

駐車場につきましては、一応臨時駐車場も設けたところでございますが、先ほど申されましたように、ホテルが建ちました。これについては地権者との協議の上でですね、あそこに立地となったわけですが、町としてはもう少しはずしていただければありがたかったかなという気持ちはございますけれども、なかなかそうもいかなかった。ホテルの会社の戦略となつてございまして、そういうことでございます。混雑時にはですね、臨時の駐車場、ホテルの向こう側にございますけれども、そちらにも多くの方に駐車いただき、徒歩でお越しいただいている状況でございます。

今後の展開でございますけれども、ご要望がたくさんございますけれども、店舗の拡充によります販売環境の充実、渋滞解消のための駐車場の増設などが必要であるというふうには考えてございます。

しかしながら、町単独において予算化をすることは厳しいと踏まえ、国土交通省中国地方整備局など道の駅を所管する部署に対して補助事業などのお願いや相談を行っているところでございます。

聞くとところによると、こういった道の駅戦略では第2ラウンドを進めていこうというような国の戦略もあるそうでございますので、是非ともそこに名乗りを上げていきたいと考えているところでございます。

○4番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 非常に穏やかな口調でフレンドリーな答弁をいただきまして、私何と申し上げていいのかわからないんですが、何とも内容は理解いたしましたけれども、元気のない内容の答弁ではなかったかと思っております。と言いますのも、これはスピード感が必要です。確かに他者、ここで言いますと国土交通省中国地方整備局などに、所管する部署に対してお願い、相談はしております。それは当たり前だと思います。お願いはどんどんしてください。だけど私が先ほど言いましたように、S t a y F o o l i s h（ステイフーリッシュ）、常識、それを考えていたら何も改善いたしません。財源がないんだからちょっと待ってくれ、或いはここで言いますと要望してるんで待ってくれ、相談しているので待ってくれ。じゃあ、どれだけ待てばいいんですか。ということで、もう少し深く、いついつまでにはこれを改善しますとか、店舗の拡充、この青写真はできていますとか、これは町民にいつ発表できますとか、そういった具体的な説明をいただければ私も質問した甲斐があります。なおかつ、販売環境の充実、これはとても大変だと思います。恐らくこの答弁書を考えられた商工観光課の課長さん、苦勞されていることかと思えます。しかし今以上のエネルギーを持って開発を検討していただけますでしょうか。この言葉だけでは私は新人でえらそうなこと言ってますけれども、納得できない答弁内容でございます。もう一度ご答弁をお願いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。プロフェッショナルな答弁ができればいいと思いますが、なかなか。ご質問いただきました道の駅のいろんな部分についての今後の取組でございますが、ご指摘いただきますようにスピード感持ってやりたいというのは担当課としても思っているところであります。しかしながら先ほどの町長の答弁にもありましたように、この道の駅拡充につきましましては建物におきましても、周辺部の駐車場におきましても、やはり相当の予算を必要とするというのはこの答弁の中でも町長が申したところでございます。これを単町費でやるということになりますと、非常に厳しいというのは担当課としても考えているところでございますので、やはりスピード感のためにも国・県のほうへしっかり要望を持って上がって、補助事業を少しでも早く取り付けて事業に結んでいきたいというところが担当課の意見でございます。ということで、いつまでに、いつということはここで申し上げないところでございますが、ご指摘いただきますように渋滞につきましても非常に不便をおかけしているということは認識しておりますので、よりしっかりした要望活動して、少しでも早く補助事業に取り付いて進めてまいりたいというのが現状でございます。スピード感持ってやる必要があるというのは認識しているところでございます。

○4番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） ただいまの答弁、とてもわかりやすく聞かせていただきました。私も演劇をやっておりますとき、演出をやっておりますけど、役者が舞台に立ちます。役者たちはいろいろなことを考えます。考えているんです。いろんなことを。ただそれが演出家、或いは観客には伝わらないんです。考える、当然必要です。考えることなく、考えを行動に移してこそ初めて見ている人たち、或いは演出家、観客に伝わる。つまり行動に移さないと町民には伝わらないんです。これをよく、これは考えてください。このことは考えて実行してください。

この答弁書の中、ほかの人たちのも見ましたけれども、努力するよう努めていきます。努めようと考えております。この表記は今後なくしていただきたいと思います。考えるのはご自由です。皆様方が考えて、いくらでも考えてください。それを私たちが受取ったところで何の反応もできません。考えたことを

行動に移して初めて私たちがここの議論、この土俵にその議題が乗ってくるわけです。議会というのは、そういう議論をし合いながら内容を深めて、お互いに正しい認識のもとでゴールを目指す。これがこの議会の役割だと思いますので、どうか私が今、言いましたことを留意していただき、考えていますという言葉ができるだけ、できるだけ少なく、こういたしますという答弁にしたいだけですようお願いいたします。

では次の質問に移ります。先ほどの質問に関連しますが、世羅町に都市計画マスタープランというのがございます。

○議長(高橋公時) 宗重議員、次は宣告いたしますので、今ので終わりであれば一度着席ください。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) 検討するとか、考えているとか、そういう言葉でなく、実行するという明確な判断をして答弁しろということでございます。

現状道の駅については計画的に進めています。というのも、現状この状態ではいけないというのは早くから気付いておりまして、あとはその周辺の地権者の方であったり、あと水域の流末、そういったところの計画をしっかりと持ってやらなくてはいけない。今の交通形態で言うと、大型と普通乗用車が別分離した形での入出場になってございます。この動線を安全にきっちと国道 432 号とどう交えていくかといったところまで、いろいろと検討を中では検討しているんですが、それを明確に今、絵に描いたものを提供するものではありません。しかしながらこの間も担当課と話をして、今回の国土交通省のそういうプランニングがあるのであれば、そこへ乗っかって行こうじゃないかということで、早急な対策を進めるようにしている状況でございます。ただ、日程的にこれがいっ叶うものかというのはなかなか難しい状況にはございます。ただ宗重議員から見渡してあるその状況については、未だにまだまだ産業団地とか、さまざまな構想と重ねたものが必要なものではないという、今後においての質問いただく他の議員からのご質問もございますけれども、そういったところと合わせてやるべきというふうに考えてございます。そういった構想を持ちながら道の駅のそのきっちとした拠点として機能できるように進めていくようにしますということでございます。

○4番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） それでは次の

○議長（高橋公時） 1項目目は終了でよろしいでしょうか。

○4番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 1項目目についてはこれ以上私も追求する術を持っておりませんので、一旦ここで終わらせていただければと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋公時） 次に 地域別まちづくりはいかに 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） やっと2問目に入らせていただきます。先ほどの質問に関連しますが、世羅町都市計画マスタープラン、先ほども冒頭で福永議員のときに出てきましたが、これは令和3年3月に見直しがされております。その資料によりますと、土地利用・市街地形成に関する主要課題として、世羅のインターチェンジ周辺の計画的な土地利用の推進が掲げられています。加えて、無秩序な開発を未然に防ぐために、地区の位置づけを明確にし、有効活用に向けた検討を行うことが必要だとそこまで記載されています。

国道432号線と中国横断自動車道が交差しているちょうどその扇のようなところに道の駅があります。ここを基点に、伊尾のほうに向かった幹線道路に向かって囲まれた三角形の広大な土地があります。ここはまだお米を作っておられる農家さんもおられますし、もう草ぼうぼうになっている場所も結構ございます。このまちづくり方針図というのが私見したらありまして、そのなかにこの地域を産業団地整備構想とされていました。この計画の実現に向けて、行政、つまり執行部の皆様方はどのような取組をされようとしているのか、具体的に伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） それでは宗重議員の２問目でございます。地域別まちづくりはいかにのご質問にお答えをさせていただきます。議員のご指摘いただきましたように、世羅町都市計画マスタープランにおきましては、世羅インターチェンジ周辺の土地利用の計画的な推進を掲げておりまして、道の駅を含む、国道、県道、町道に囲まれた３角形の区域を産業団地として整備する構想もその方針としています。

しかしながら、産業団地の整備につきましては多額の初期投資を伴うことから、現時点では町だけでの整備は困難と考えておるところでございます。

企業からの進出相談や土地利用の意向を踏まえつつ内容や目的に沿った形で進むよう努めてまいります。

○４番（宗重博之） はい。

○議長（高橋公時） ４番 宗重博之議員。

○４番（宗重博之） 非常にいい答弁だと思います。これまた商工観光課の担当の方が作られたんだと思いますが、この最後の部分、努めてまいります。そのとおりです。考えなくていいんです。努めてまいります、努力しますということを考えなくてもいいです。もう考えない、どんどんやってください。これが執行するということじゃないんでしょうか。私たちはこうやっていろいろな課題について語るしかありませんが、執行されるのは私の前におられるプロフェSSIONALの方々です。だから考える。それは答弁の中に入れられないようにお願いいたします。

まだこの問題というのは大きな問題をはらんでおります。実際にこれをやるという、この産業団地をする計画、これが実現性に向かったときは、ここの地権者たちとの交渉が非常に難しくなるんだろうなということも心得ております。なかなか土地を売りませんとか、ここはこうだとか、いろいろ出てくることもあります。それは秘密裏に行わなければいけないことだと思いますが、でも町民に対してはそれも含めて誠実に伝えていただきたいと思います。計画だけが絵に描いた餅にならないように、このプランを作られたのであれば、その担当課の人たちは必死に動いていただき、実現に向けて進んでいただければと思います。それが新人の私、緊張感を持って、今、緊張している私の意見でございます。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長(高橋公時) 商工観光課長。

○商工観光課長(山口 徹) お答えいたします。この道の駅周辺の産業団地構想につきましては、先ほど町長が答弁で申しましたように、現状といたしましては、いわゆる他の市町等で行われております工業団地のような形で造成をして待つというのは非常に予算も伴うなかで非常に厳しいものがあるので、そこは今のところ担当課としても難しいというふうに考えているなかでの町長の答弁でもあったところでございますが、ご指摘いただきますように、町といたしましては企業に町の中に来ていただいて、雇用を、そしてまた地域活性化に繋げてまいりたいとは考えております。そういった企業から相談があるなかで、やはり場所の確保、そういったことは重要になってまいります。ご指摘いただきましたように、そういったときには計画も当然重要でございますが、その土地を持たれる方、そういった方への綿密な、丁寧な説明、そういった理解を得ながらそういった事業を、チャンスがあればしっかり進めてまいります。

○4番(宗重博之) はい。

○議長(高橋公時) 4番 宗重博之議員。

○4番(宗重博之) 是非進めてください。私が冒頭に言いました「S t a y H u n g r y (ステイ・ハングリー)」とにかくこの現状に満足することなく、未来を追い求めていただく、そのエンジン、エネルギーは私の目の前におられる方々です。そして「S t a y F o o l i s h (ステイ・フーリッシュ)」これは常識の捉われることなく、かつあまり生真面目になり過ぎても心が痛むだけですから、そこにはユーモアの心を持って人と接しながら活動していただければと思います。私の質問は以上で終わらせていただきます。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) 何事も前向きにいろいろと進めていくなかで、新たな発想もですけれども、先ほどありましたように、現状をしっかり捉えるなかで、未来に向かって突き進んで行こうということです。常識というものはですね、常識としては持っていかなくてはいけませんけれども、その情熱が伝わるようにですね、しっかり舞台役者には私はなれませんが、しっかりPRができるように努力をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(高橋公時) 以上で4番 宗重博之議員の一般質問を終わります。

次に、コロナワクチンの検証について 5 番 佐々木浩康議員。

○ 5 番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5 番 佐々木浩康議員。

○ 5 番（佐々木浩康） 失礼いたします。ただいま議長から通告がありましたので、質問をさせていただきたいと思います。

私ですね、先ほどもおっしゃったように新人の 6 人の中の 1 人なのですが、非常に私も緊張しております。私、お店をやってまして、今でもやっているんですが、毎年亡くなられた方をメモをちゃんと取っているんですね。地域の、特に津名地区ですね。なぜかと言うと、香典とか、或いは主にですね、お盆に白い灯籠がどこにいるのかというのをお客さんから聞かれるんですね。それでかなり十何年前からメモを取るようにしているんですが。ここ数年非常に亡くなられる方が多くて、これは異常な事態が続いているんじゃないかなと思って、いろいろと研究いたしまして、第 1 項目へいきたいと思います。

コロナワクチンの検証について。

ここ 2014 年となっていますが、2021 年です。失礼いたしました。2021 年から始まったコロナワクチン接種なんですが、最初からリスクに関して、特にマスコミ或いは政府ですね、そういったところから十分な説明がないままに続けられて来たという状況で、更に早期からその安全性について疑問視されていましたが報道規制のようなものもあったんじゃないかなと。今日では危険性或いはそのメカニズムについてざっと 3000 本以上の論文が出されていると。そういう状況の中でこのまま継続していいのか極めて疑問であると思っております。

11 月から既にレプリコン、新しいレプリコンワクチン、コストイベというのが始まっておりますが、まずは以前のファイザーであるとか、モデルナであるとか、アストラゼネカであるとか、そういったものも検証しなければならないと思います。基本的に厚生省が検証しなければならないんですが、ほとんどやる気がないというような感じが私はしております。できれば世羅町においてこういった状況であるというようなことも町民のほうへ知らせていかないと、たとえば最後の第 7 回目も打たなくてもいいんじゃないかというのでも無料であるからということで打たれた方もいるというようなことを直接話を聞きました

ので、そういったものを考えて世羅町においてはどのように検証しているのかということをご伺いいたします。そこで町長の基本的な認識について伺います。よろしくお願いいたします。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) それでは5番 佐々木議員のコロナワクチンの検証についてのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

このコロナワクチン接種が始まった当時はですね、先ほどありましたファイザー、モデルナ等含めて接種率をかなり国・県から町はどうなってるんだというところでございました。接種率というか、接種の状況が遅いのではないかと。ただ医師会にいろいろとお願いをして、早目に準備を進めたにもかかわらずですね、まだまだ接種ができてないというようなことで、かなり厳しいご指摘をいただけてきたんですけれども、それをクリアするべく、町、医師会としてしっかり連携を取るなかで、1日の接種数も増やしていただいて、かなりご努力をいただきました。一時は福山に打ちに来いというような言い方もされて、かなり激怒いたしまして、私も県のほう言ったんですけれども。そういうことではなくて、実際、これ任意接種でございまして、皆様方がほんと必要とされるのであれば、特に重症化にならないように、それぞれ持病を持たれた方には早期接種を促してはきていました。なかなか初めてのことでということ国もあたふたとされたようでございますけれども、町としてはさまざまにご協力をいただいて今に至ったということです。

しかしながらこのワクチンの接種、特例臨時接種という形での接種であったということで、その後、本年4月からB類疾病に位置付けられておりまして、本年10月以降は高齢者を対象とした定期接種として実施している状況でございます。

先ほど申し上げましたように、この定期接種にしては、個人の重症化予防を目的といたしまして、自らの意思で接種を希望される方が接種するものでございまして、その意思決定には、接種の効果や副反応など充分ご理解いただくための情報提供が必要であると認識してございます。そのためには町ホームページにおいて接種方法、副反応などについて情報発信し、また、国や県のホームページでもワクチン等の情報についてご確認いただけるよう、対応していると

ころでございます。

しかしネットを見てみますとですね、多くのさまざまな情報が飛び交ってございます。どれを信用していいかわからない部分がございます。そういったところに惑わされないように町としてもしっかりとそういった啓発進めて行く必要があると考えております。

○5番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 非常に最初始まった頃は、皆さん非常に混乱していたというようなことで、理解できるんですが、次第にですね、いろんなデータが出てきております。最新のところでいきますと、新型コロナが2024年4月1日時点で、厚生省のデータによりますと、総接種回数が4億3619万回、副反応の疑いが37090件、死亡の疑い報告数が2204件と。これ厚生省の2024年9月29日のワクチン副反応分科会の資料でございます。一方ですね、インフルエンザワクチン、これが厚労省の2020年10月1日から2021年3月末の6カ月、これはコロナよりも以前のデータになります。でないと、混ざるので。それが総接種回数で6547万3916回、副反応が323、死亡の疑い報告数が3件ということになっておりまして、ざっと今の新型コロナとインフルエンザを比較してみると報告数だけで接種回数が約6.6倍、副反応が約115倍、死亡者数に至っては約735倍という、非常にすごい数字が出ているんですね。副反応に関しても多いのが带状疱疹、私の知り合いにもたくさんおりまして、带状疱疹になられたという方がおりましたり、主に心筋炎であるとか、心臓血管の病気、或いは慢性疲労症候群であるとか、いろんな症状が出てるんですよ。こういったデータをできるだけ、町のほうでもわかりやすく、ホームページとか、国や県のホームページを見られないお年寄りもたくさんいらっしゃいますので、こういったものを周知していくということをした後に、やはり個人個人が自由に意思決定できるような、ちゃんとした両方のデータを出さなければならないのではないかと私は考えておりますが、いかがでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。データをわかりやすくホームページだけでなく、その他の方法でいろいろ周知が必要ではないかというこ

とについてでございます。特例臨時接種のときには、それぞれ対象者に接種券のほうを個別に送付をしております。そのなかに予約窓口についてもそうですが、接種に関するワクチンの説明書であったり、副反応についての説明書、そういったものも含めて個別に判断いただくように同封をさせていただいております。そういった資料を参考にさせていただきながらご本人、またご家族とご相談をさせていただいて接種のほうに判断いただくようにさせていただきました。

○5番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 接種される方にそういった情報は提供しているということなのですが、やはり広く一般にもいろんな広報などで知らせていただければ、最初、非常に始まった頃は打ってないというだけで、私も変な目で見られたりというようなこともありました。私は信念を持って疑えと決めておったので、別に問題はないんですが、たとえば打ちたくないのに、職場でいわゆる空気の支配というんですかね、そういう空気で打たなければならなくなったというような話も聞いておりますが、今度新しいワクチンが出ますので、また同じようなことがないようにというのが私の第一の心配でございます。

あとはマスコミメディアなんかが、かなりスポンサーが大手のファイザーであるとか、モデルナであるとかいったような状況がありますので、やはり公正な報道がされていないと強く考えてきたところでございます。そういったことも含めて国が政府、或いは厚生省がやらないのであれば、やはり町が、次の質問にも関わってくるんですが、この次の質問にもかかってくるんですが、やはりもっと周知できる方法を考えていただきたいと。何しろ命がかかっていることなので、本当に今までの方向とは変わった方向でやっていただきたい。公正な方向でやっていただきたいと思います。これはお願いになりますが、よろしくをお願いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。ワクチン接種にかかる効果や副反応などリスクについては、町で情報を把握することはできないということからも、国や県の情報をしっかりと情報のほう収集し、ホームページなどで情報発信に努めているところでございます。特に今回定期接種で始まっており

ますが、ワクチンの種類、現在 5 種類ほど認可がされております。その 5 種類のワクチンの種類、それぞれの効果や副反応などについても安全性であるとか、副反応の内容についてそれぞれ個別に、県のホームページのほうにも掲載がしてありますので、そちらに県のホームページのほうをご案内するなど、お問い合わせがあった際にはしっかりとご説明させていただきたいと考えております。

○ 5 番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5 番 佐々木浩康議員。

○ 5 番（佐々木浩康） やはり町で独自でやるという考えはないというようなお話で、県なり、国なりの情報、もうちょっと広報なんかに載せてですね、わかりやすくしてもらえれば簡単なんじゃないかなと思っております。今後、そういう方向に向かっていただければいいなと希望しているところでございます。

2 問目行きます。ワクチン接種記録を延長、もしくは永続的に保管する考えはないかということをお伺いいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 2 点目の「ワクチン接種記録の保管期間」について、お答えいたします。

新型コロナワクチンの接種記録につきましては、住民票のある市町村において管理、保存することとなっており、5 年間の保存が義務付けられております。厚生労働省では、ワクチン接種記録の管理をデジタル化し、オンラインで接種記録が確認できるようになることに併せ、保存期間の延長が検討されており、今後、国の動向を注視してまいります。

○ 5 番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5 番 佐々木浩康議員。

○ 5 番（佐々木浩康） なぜこういう記録を延長もしくは保管してほしいというのを言うかということですね、最初ファイザーがワクチン接種が始まって 1 年経ったときに、アメリカの保健機関からデータを出せと言われたときに出せない。なぜかと言うと、76 年先にならないと結果が出ないということを言っております。少々 1 年分のデータを出したんですが、そのようにですね、このワ

ワクチンは、メッセンジャーRNAで遺伝子に対して普通のDNAに対してどのような影響があるかというのはまだわかってないんですね。何世代にもわたって観察しないと本当のところはわからないというのが実情でございます。そういった論文もたくさん出ておりますので、やはり町としては、国の動向も勿論大切ですが、延長もしくは、永久的に、76年、もう4年経ったので、後72年間くらいは保存していただきたいと思っております。それについて伺います。もうちょっと長く保存することはできないのかということでございます。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) ワクチン接種の記録について、先ほど議員おっしゃいましたように、身体への影響が数十年先でないと影響がわからないということもあるとは聞いております。保存年限につきましては特段の理由がなければ変更のほうはできませんので、現在のところ町で独自で延長というのは考えてはおりません。ただ国のデジタル化に合わせた対応というのが、延長のほうも検討がされており、このワクチン接種記録が今後の感染症の流行時など、そういったときに、長期間にわたる接種履歴の確認やワクチンの有効性や安全性の検討に役立つ可能性もあるということで検討のほうもされておりますので、そちらの情報収集のほうに努めてまいります。

○5番(佐々木浩康) 議長。

○議長(高橋公時) 5番 佐々木浩康議員。

○5番(佐々木浩康) できるだけ長くですね、データを取っておいていただいて、また今度は普通の風邪まで5類にしようかというような話も出ておりますので、そういったところで、やはり皆さんアンテナを張ってですね、今後のことについても注視していただきたいと思っております。特に次の世代に関することなので、本当に慎重に科学的にやっていただきたいと思っております。これで2番目の質問を終わります。

○議長(高橋公時) 3番目ってください。

○5番(佐々木浩康) そのまま3番目いきます。ワクチン接種によるリスクの報告について、たとえば、副反応の疑いの報告数、死亡疑い報告数などの情報を広く町民に知らせる考えはないか、お尋ねいたします。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは３点目のご質問「ワクチン接種によるリスクの報告」について、お答えいたします。

ワクチン接種では、副反応により極めて稀ではありますが健康被害が生じることがあることから、予防接種健康被害救済制度が設けられております。副反応による健康被害が疑われる場合には、町の調査委員会において医学的な見地から事例を調査し、県を通し国へ進達をいたします。国では、その内容を審査会に諮問し答申を受けた後、県を通し町に通知がされることとなっております。町においてはこれまで３件の申請があり、その対応を行っているところでございます。

国における審査結果につきましては、国や県内の状況について、それぞれホームページで公表されております。町民への周知につきましては、国や県の情報を活用した情報発信を、引き続き行ってまいります。

○５番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） ５番 佐々木浩康議員。

○５番（佐々木浩康） 副反応が極めて稀とは言えないと思うんですが、先ほど見られたようにですね、先ほどデータをお示ししたように、インフルエンザワクチンと比べると、副反応でも１１５倍というようなデータが出ておりますので、メッセージーRNAワクチンというのは非常に危険性が高いと。副反応も起こりやすいということはほぼデータを見ればわかると思います。予防接種健康被害救済制度、なかなか世羅町において３件出ているということなんですが、その内容とあとは申請に至っていない、泣き寝入りされている方もたくさんいると思うんです。そういったものをアンケートなりですね、調査なりですね、もっと申請ができるような、しやすいような体制づくりを作っていただきたい、そういうふうに考えております。それについてお答えをお願いいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 世羅町での健康被害の請求状況、先ほど３件と申し上げました。この１件につきましては非認定、１件は認定、もう１件は現在審査中ということになっております。認定された１件は接種後のアナフィラ

キシークショックということで、即、調査委員会を経ず県のほうに提出をし、認定をされたものでございます。

申請されていない方、またそういった方にアンケート調査をとということでございましたが、この申請につきましては広報でありますとか、ホームページなどでこういった予防接種の救済制度があるということを周知のほうをさせていただいております。

○5番（佐々木浩康） 議長。

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 大体聞きたいことは聞いたので、ほかにもMeiji Seika ファルマですか。新しいレプリコンワクチンを作った会社の分です、ベストセラーになっております「私たちは売りたい」という本も出ておまして、こういったものも皆さんに読んでいただきたいと思います。ほかにも日本看護倫理学会がですね、レプリコンはシェディング、つまり人に移ってしまうという懸念があるので、これはやめてほしいというような声明を出しております。そういったこともありますので、今後ともですね、情報収集にしっかり努めていただいて、町民の健康・安全を守っていただきたいということで質問を終わらせていただきます。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。ワクチンの種類によっていろいろな効果でありますとか、リスク等もあると思います。町内の医療機関では主にファイザー社のワクチンが多く使われており、またモデルナ社や第一三共社のワクチンも使用がされていると聞いております。ワクチンの種類、また効能などはインターネット、ホームページ等で調べていただくことも必要です。医療機関にそれぞれお問い合わせをいただいて、ご確認いただきながら、判断いただければと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で5番 佐々木浩康議員の一般質問を終わります。ここで昼休憩といたします。再開は13時といたします。

~~~~~

休 憩 12時00分

再 開 13時00分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 「世羅町計画マスタープラン」の見直しは 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 3番。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 議長より発言の許可をいただきましたので通告に基づき質問させていただきます。

項目1「世羅町都市計画マスタープラン」の見直しは。

質問に先駆け、私は去る10月20日の町議選挙において町民の皆様から頼むぞと熱い願いのこもったご指示、ご声援でこの度議会に送り出させていただきました。今後は世羅町議会議員として皆様の思いを深く受止め、町政発展のため誰もが住みよい世羅町に子育て、仕事、老後に希望をスローガンに住民本位の町政を前進させるため精いっぱい頑張ってまいります。

それでは初めての質問、新人議員らしく張り切って入ります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の要旨、まず質問に先駆け、町長は10月18日白ばら会主催の合同個人演説会にて、5つの柱の世羅町総合戦略を掲げ、頑張っていきたいと言われました。そのなかで、「東京の会社が世羅へ来てみたい。トップセールスをしてきた」また、公共交通のことも話されました。「3万円を渡してきたが、足りないという声が上がっている。デジタル化を導入。病院専用車があってもよい。買い物支援も含めてやって行きたい」そして「尾道松江線とフライトロードを繋げ、ベッタウン構想もある」と、力強く言われました。世羅町発展のため、私も賛同するところがあります。そこでまず、「誰もが住みよく、子育て、仕事、老後に希望が持てる世羅町発展のため」に、4期目の考えを、町長の強い意志を、お聞かせいただき、次のことを伺います。

令和7年が世羅町都市計画マスタープランの中間年次であり、基準年次である令和2年から社会経済情勢が大きく変わっています。施策の見直しが急務と考えますが、見解及び課題や現在の進捗状況、計画工程を示してください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 3番 矢山 靖議員の世羅町都市計画マスタープランの

見直しについてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員要旨の中、冒頭申されましたように、私も個人演説会で提言を行ったところでございます。本日の開会時にも所信表明を述べさせていただきましたけれども、それは提言の一部でございまして、今後においてもそういったまちづくりに関してのさまざまな町民からのご意見、特に先ほど議員おっしゃられましたように、子育て、仕事、老後に希望が持てる世羅町発展、これに向けてですね、できる限りの尽力をしてみたいと考えております。

今回ご質問いただきます令和7年、2025年でございますけれども、「世羅町都市計画マスタープラン」の中間年度ということで、今後における見直し、進捗状況と計画工程についてお答えをさせていただきます。

本町を取巻く環境の変化や「世羅町第2次長期総合計画」に即したまちづくりの方針を定めるために令和3年に策定したところでございます。

現在、この都市計画マスタープランに掲げる計画の具体化に向けた取組として、世羅町立地適正化計画の策定を令和5年度から行っているところでございます。

世羅町立地適正化計画は、都市計画マスタープランの高度化版として、長期的観点に立って町民の暮らしを維持するための基本的な考え方、都市機能や居住の維持・誘導に関する区域、防災指針などについて設定することで、都市機能が集約をされ、一定の人口規模が保たれたコンパクトな市街地と、都市機能が提供する生活サービスを全町民が利用し続けることのできる公共交通ネットワークとの連携によります「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のまちづくりを目指すものでございまして、令和7年3月の策定を予定しております。

都市計画マスタープランの見直しにつきましては、現在のところ予定はございませんけれども、令和8年度からの世羅町第3次長期総合計画との整合や議員おっしゃいますように、社会情勢の変化など、必要に応じて適宜行ってみようと考えておるところでございます。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) プランの見直しについては、現在のところ予定はないが、計画の具体化に向けた取組として世羅町立地適正化計画の策定を令和5年度から行い、都市機能が集約され、一定の人口規模が保たれたコンパクトな市

街地と公共交通ネットワークとの連携によるまちづくりを目指し、令和7年3月の策定予定との答弁ですが、まず9名ですかね、調査審議を行う専門部会を令和5年11月27日に発足し、部会を開催をしています、そのメンバーの構成と任命を含め、選定は誰がどのようなお考えのもとで決まったのか。その経緯と、令和6年3月27日に開催第2回専門部会議事録を見ると、この会議のメンバーが「高齢者が多いがもう少し若い人を入れてはどうか。」「私のような年寄りにはもう難しいことが多い。」と言われた委員もおられます。9名の内2名が県職員、1名は世羅町議会議員となっておりますが、残り6名の氏名はよろしいので、年齢構成をお尋ねします。たとえばこれからの世羅町を担っていく20代、30代とか、若い世代の方はおられるのでしょうか。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは都市計画審議会専門部会の構成等についてお答えします。

世羅町立地適正化計画の調査及び審議につきましては、土地計画法に基づき世羅町都市計画審議会で行うこととなりますが、この審議会において専門の事項を調査させるために必要があるときは世羅町都市計画審議会条例に基づきまして、専門委員を置くことができることが規定されているところでございます。

またこの規定に基づく専門委員による部会につきましては、世羅町都市計画審議会立地適正化専門部会設置要綱に定められ、町長が任命するに専門委員それから先ほど申しました審議会の会長が審議会の委員から指名する委員で構成するものと定められているところでございます。町長が任命する委員としましては、学識経験者として大学の教授、それから公共交通分野の方、福祉分野の方、更に関係行政機関として広島県の都市計画担当の方、それから公共交通担当の方、以上5名を町長が任命しているところでございます。また、審議会会長が指名する委員としましては、審議会の会長、それから商業分野の方、農業分野の方、町議会、以上の4名。合計9名で構成しているものでございます。

年代といたしましては、年齢まで細かく把握しておりませんが、概ね40代から70代の年齢で構成されているところです。この部会の中でもですね、若者の意見が必要ではないか。若い方を起用してはどうかという意見もございま

したけれども、この計画策定にあたりまして、全世代に対してですね、アンケートを行っております。このアンケートの結果から年代別の傾向も見えておりますので、そちらを若者の意見として捉えることで対応しているところでございます。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 40代から70代の方、若者の意見はアンケートから聞いています。任命は町長がされたということがわかりました。続いて令和6年8月28日開催、第3回の専門部会の会議資料で世羅町まちづくりアンケート調査報告書の最後に、これからの都市計画についてと題し、コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりについてご意見がありましたらお聞かせくださいとあり、149件の回答があったようですが、このまちづくりに対して、慎重、否定的や賛成とも反対とも言えないのご意見が賛成よりかなり多かったと感じました。また、アンケートや施策の進め方、情報開示について知らなかった。定期的な情報の発信をとというご意見があります。また、最終部会が12月予定と記載されていましたが、パブリックコメントを募集するのでしょうか。今後この政策を進めるにあたり、先ほど申したアンケートの貴重なご意見を含め、特にこれから気をつけること、また冒頭令和7年3月に政策予定と町長の答弁にありました。これからの工程が大変気になります。それともう1点、アンケートの開示はされるのでしょうか。見解を伺います。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(高橋公時) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) それではお答えいたします。議員おっしゃいましたとおりアンケート調査におきまして最終ページの部分に、個別意見を聞く機会を設けておりました。このなかに否定的な意見も多くございましたので、こちらの意見については非常に重く受け止めているところございます。それからこれからの策定にあたって気をつけていることでございますけれども、昨日12月2日に第4回専門部会、これが最終の専門部会となりますが、こちらで町が計画案を示させていただきました。概ね認められたことから、これからですね、町民の意見を募集するためのパブリックコメント、こちらを12月中旬から1月にかけて実施し、こちらの意見を踏まえたうえで令和7年2月に部会の

上の組織でございます世羅町都市計画審議会に諮り令和7年3月に計画策定を予定しているところでございます。私からは以上でございます。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 先ほどの答弁で昨日ですね、4回目の専門部会が開かれた。パブリックコメントをこれから出すような感じになるんでしょうが、その内容がもし一部わかれば、もしわかれば。どうでしょう。

○建設課長(福本宏道) 議長。

○議長(高橋公時) 建設課長。

○建設課長(福本宏道) お答えいたします。先ほどの答弁でアンケート結果が公表されるかというご質問がありましたけれども、答弁を漏らしておりました。こちらにつきましては、計画と計画の概要版、それから資料編ということでアンケート調査の結果についても公表する予定でございます。

パブリックコメントの内容についてですけれども、この計画の本編、本編の内容としましては、計画の概要、現状と課題、計画の基本方針、それから定めます誘導施設及び誘導区域、それから防災指針、それから誘導施策、評価指標、それから先ほど申し上げました資料編といたしましてアンケート調査票、結果の概要、策定体制と経緯でございます。またこの計画策定にあたりましては、専門部会の議事録、議員もご覧になられたようですけれども、議事録につきましては終了後にホームページのほうで公表しているところでございます。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 先ほどのアンケートのご意見でこの政策を知らなかったと言われた方がおられますが、確かにこの政策はまだまだ知られておりません。私の近所のほうでも聞いたら、「何じゃそりゃ」という方もやっぱりおられます。そのときに訳があってアンケートに答えられなかった方もいらっしゃるかもしれません。ですから一部の方は知っていて、知らない人は「何それ？」と。知らない間に、先ほども誘導区域という言葉が出てきましたが、よくわからない間に自分が住んでいる町の重要な政策作りが進んでいる。それはよろしくないと考えております。住民皆様に施策をよく知っていただき、関心を持っていただく、そのためにはじゃあ、どうしたらいいのか。案はいろいろ

出てきますよね。「コンパクト・プラス・ネットワーク型」のこのまちづくりがあくまでも誰もが住みよい世羅町になるように要望しこの質問を終わります。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） お答えいたします。計画策定にあたりまして重要なことはすべての町民がこの計画を知り、この計画にすべての方とは限りませんが、納得いただいたうえで策定していくことが非常に重要と考えております。そういったことから今月中旬にパブリックコメントを行うわけですが、このパブリックコメントにあたりましては広報などでしっかりと周知をし、町民の皆様の意見を汲み取ったうえで最終的な形にしていきたいと考えております。

○議長（高橋公時） 次に 地域公共交通網形成計画の見直しは 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 世羅町の現状や、中山間地域の実態に即した、持続可能な公共交通網の実現を図ることを目的として、令和2年3月に「世羅町地域公共交通網形成計画」を策定され、計画期間の5年が、令和6年度とされ、見直しが急務だと考えます。

まず町長にお尋ねしたいのは、令和2年3月に計画を策定され、現在までの評価、反省点をお聞かせ下さい。そして、公共交通は生活を支える上で、特に世羅町は中山間地域でありますし、必要不可欠なインフラの1つであります。今は自分で運転し、好きな時間に買い物に行ける人も、いつか必ず当たり前にできていたことが、できなくなる時が来ると思います。行政の責任とし、誰もが住み良い町にしていくためにも、今後の課題を含めた2点を質問します。

まず1点目として、私ども日本共産党は、令和6年3月から町民アンケートを行い、さまざまな地域や幅広い世代の方々から、たくさんの貴重なご意見をいただきました。そのなかの1つに、「世羅まちタクシーが荷物の制限や運行時間等不便過ぎて、免許証を返納したくてもできない。病院の予約時間に間に

合わなかった」と、ありました。やはり、デマンド交通を導入するメリットの基本的な考えは、「利用者のニーズに対して、柔軟に対応できる」「路線バス等、運行ルートから外れている人にとっても、生活の足を確保できる」そして一番は、「高齢者や障害者が、利用しやすい交通手段」と、そこにあると考えます。しっかり現状を把握して、問題点や課題をしっかり洗い出し、優先順位を決め、期日を定め改善することが、急務と考えますが考えをお尋ねします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） それでは矢山議員の2問目でございます。地域公共交通網形成計画の見直しについて私の考えを申し述べよということでございます。現状把握、そして問題点、課題の洗い出し等の考え方について対応させていただきたいと思いますが、まず独自に議員、町民アンケートを行われるなかでさまざまな課題が見えてきたということでございます。町としてもそういった声は多数寄せられているところでございまして、今後においての計画見直しについてはいろいろとそういったご意見を大切に進めてまいりたいと考えております。

この地域公共交通網形成計画の見直しにつきましては、次期計画となります、地域公共交通計画の策定を現在進めているところでございます。また、地域公共交通網形成計画の評価につきましては、計画の中で3つの基本方針に基づき、それぞれの目標を設定しており、評価の取りまとめを新たな計画と併せ、進めているところでございます。せらまちタクシーに関する指標においては、実利用者の令和6年度目標862人に対して、令和5年度実績は585人、また、延べ利用者数につきましては、令和6年度目標30357人に対して、令和5年度実績が26086人であり、実利用者の減少に伴い延べ利用者数の減少に歯止めがかかっていない状況でございます。いずれも令和6年度の目標達成は困難な見通しとなっており、地域公共交通網計画期間中の新型コロナウイルス感染症によります外出自粛等により事業の効果が薄れたものと考えております。一般的なデマンド交通は、ドア・ツー・ドアでの運行により利用者の利便性を高め、一般タクシーほどの自由度はないものの、乗合による運行により安価に利用できるメリットがございます。反面、乗合運行は他の利用者とシェアすることとなり、ルートが遠回りになるため、目的地まで時間を要し、定時性が保た

れないデメリットがあります。

今年度実施したせらまちタクシー利用者アンケートによりますと、総合的な満足度は、約 77%の方が満足されております。しかしながら、利用者のピックアップに時間を要したり、利用者が集中する時間帯で 1 運行にかかる時間が長くなる場合があります。運行に余裕がないことや、手荷物の制限があること、高齢化に伴う実利用者の減少、新規利用者の確保など課題があると認識しております。せらまちタクシーの見直しにつきましては、今年度着手しておりますが、運行運営の効率化と利用者の利便性を図るとともに、受益者負担につきましても昨今の物価高騰を踏まえ、検証を行っていく必要があると考えておるところでございます。

○3 番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番（矢山 靖） 町長のご答弁でありました評価の取りまとめを新たな計画と併せ進めているところ。新たな計画、非常に気になるところなんです、町長、ちょこっとだけでもどうですか、この場で。まだ言えるような段階ではないでしょうか。どうでしょう。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 私のほうからお答えをさせていただきます。現在新たな世羅町地域公共交通網形成計画の現段階で申し上げますと骨子の状況を先般 11 月 19 日の第 2 回の世羅町地域公共交通活性化協議会の中で委員の皆様にお諮りをしたところでございます。議員ご質問の公共交通計画の内容でございますが、この内容につきましては計画策定の目的と位置づけに始まりまして、世羅町のまちづくりの方向性や、地域公共交通に関する現状の課題と整理、また新たなところで申し上げますとこの世羅町の現状を加味したうえでの、世羅町の地域公共交通の特性など、こういったところを取組むべき課題と併せて新たな公共交通計画の中に盛り込む予定としておるものでございます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 矢山議員、ちょこっとでも喋れということでございます。なかなかちょこっとは言えない部分がございまして、実はご存じいただく

ように西方面の病院の閉院がございました。このことによって要望も出てございますけれども。このせらまちタクシーとデマンドについては利用者がほぼ病院へというような流れでございます。そういったところを病院専用車にしてしまいますとデマンドという言葉が使えなくなるんですね。ですからこれがひとつの課題となっております。ですからこれをどうしていくかというところも必要です。病院だけ行くのであれば病院車という、先ほど私が申し述べているような状況になりますけれども、これは西方面に限らずですね、全町域においてそういった交通弱者の方、多くいらっしゃる。そういったところを病院へ向かう方をどうするのか、また買い物弱者、こういったところと併せるとかなりさまざまな検討が必要であるというふうに考えてございまして、今の商工会に委託しているデマンドの流れからはみ出すのか、それともそのなかでどういうふうに進めていくのか。そこら辺はいろいろと課題も山積してございます。利用者の方に利便性が高まるような方策を公共交通としてどう進めていくのかというのを今、担当課とともにいろいろと思案をしているところでございます。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) ありがとうございます。先ほどご答弁いただいたんですが、何度も言うようなんですが、必要不可欠なインフラのひとつなんですよ。半年が経ち協議会もされていると聞きましたが、会を開くにあたり日々利用されている住民の方々、身体の不自由な方や幅広い世代の方の意見が重要と考えます。アンケートも勿論そうですが、やはり生の声は重みがあります。いつからどのような構成でされているのでしょうか。またその辺りの進捗状況もですね、教えていただけたらと思っております。

○企画課長(升行真路) 議長。

○議長(高橋公時) 企画課長。

○企画課長(升行真路) アンケートをいつからやっているのかということによろしいでしょうか。ご質疑のほうは。

▼【矢山議員：「はい、アンケートも含めてですね。」】

最初にですね、公共交通に関するアンケート調査につきましては本年の7月24日から8月7日にかけて実施をしております。2000部の配布に際して回答率が1032部の51.6%ということで頂戴をしております。併せてせらまちタク

シーの利用者のアンケートにつきしては、本年の10月1日から10月16日まで実施をさせていただいて、配布数は400部、回答率は246部で、61.5%でございます。

今後の再編に係るスケジュールということでご質疑をいただいたかと思いますが、先般先ほど申し上げましたように、11月に第2回の協議会を開催し、次期第3回の開催を現在、1月に計画をさせていただいております。この1月の開催を経まして、1月の予定ではございますが、20日頃から概ね1か月をかけてパブリックコメントを、皆様から意見聴取をさせていただいて、これも計画ではございますが、2月の末頃に公共交通の成果品というものをある程度ほぼ出来上がった状態のものをまた議会のほうへご説明をさせていただくということで現在、計画を進めているところでございます。

▼【矢山議員：「メンバーの構成はどうでしょうか。」】

○企画課長（升行真路） 地域公共交通活性化協議会の委員でございますが、現在、20名で構成をさせていただいております。構成に際しましては、世羅町地域公共交通活性化協議会設置要綱の第3条に掲げております協議会の委員ということでお示しをさせていただいております。構成員につきましては今、申し上げました20名の方でお願いをしておるところでございますが、内容もですか。

▼【矢山議員：「もし公表できるのであれば。名前までは結構です。」】

たくさんありますが、まずは構成員として一般乗合旅客自動車運送事業者として株式会社中国バスの方、同じく今度は乗用になりますが、一般旅客自動車運送事業者、これは世羅交通のほうから出ていただいております。第1種鉄道事業者としてはJR西日本の中国支社、同じく一般旅客自動車のほうで中国バスの労働組合のほうから出ていただいております。住民の代表ということで世羅町商工会、また津名地区振興協議会のほうから出ていただいております。あと国土交通省の中国運輸局支局のほうからも1名参画いただいております。広島県知事が指名する者ということで、県のほうから地域対策局公共交通政策課の課長のほうへ出ていただいております。世羅警察署から1名、学識経験を有するものということで、広島工業大学のほうから1名、各種団体が推薦をさせていただくところにつきましては、世羅町老人クラブ連合会、社会福祉法人世羅町社会福祉協議会、世羅町商工会、先ほどの商工会につきましては、せらまち

の予約センターのオペレーターの方でございます。各種団体の世羅町商工会におかれましては事務局長に参画いただいております。一般社団法人観光協会、広島県立世羅高等学校PTA、世羅郡PTA連合会、町長が指名をするものとしたしまして、副町長、建設課長、福祉課長、学校教育課長の4名の方、合計20名の方に現在出ていただいているものでございます。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) ありがとうございます。よくわかりました。冒頭町長の答弁にもありました利用者の減少に歯止めがかかっていない状況。6年度の目標達成は困難な見通しとあります。確かにコロナ禍による外出自粛の影響があり、まだあるのかもしれませんが、令和5年5月に感染症法上の第5類となり、インフルエンザと同等扱いになっており、いつまでもコロナの原因だと言わず、冒頭質問しましたが、町や私どもが行ったアンケートでデメリットの声が上がっております。住民の皆様の貴重なご意見です。まずはそのデメリットを早急に改善、再編していく。そして期日を定め行動していく。検証を行っていく必要があると町長も言われました。楽しみに待ち望んでいる住民皆様がおられますので今後特に注視していきたいと思っております。今後の工程なんです、もう一度教えていただけますか。

○企画課長(升行真路) 議長。

○企画課長(升行真路) 今後の新たな公共交通計画のスケジュールでございますが、先般11月に実施をいたしました第2回を経まして、次期開催を1月に現在計画をさせていただいております。この1月の開催日、現在日程調整中でございますが、これを経まして、この開催後に、概ね1か月のパブリックコメントを実施をさせていただきます。そしてこのパブリックコメントで最終調整をさせていただいた後に、これは2月の下旬近くになるとは思いますが、ある程度の成果品というものを今度は世羅町議会のほうへ一定に説明をさせていただく計画ということで現在、予定をしております。

○3番(矢山 靖) 議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) はい、よくわかりました。2点目として福祉タクシーの現状をお尋ねします。70歳代の方で、足が不自由で車椅子を使っている方が、免

許証を返納し、「福祉タクシーの予約が取れなく葬儀に行けず、最後の別れができなかった」と大変胸が熱くなるお話をお聞きしました。世羅町民は、車椅子やストレッチャーが乗降しやすいように、電動リフトやスロープがついている福祉タクシーを予約したい時には、どこの事業所へ依頼したらよいのでしょうか。またその方は、「予約が取れなかった」と言われています。何台の車両があるのでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目の「福祉タクシーの現状は」についてお答えいたします。

現在、町内には5つのタクシー事業者が運行されておられます。そのうち車椅子を乗降させることができる車両を保有されているタクシー事業者は2事業所でございます。各1台ずつ保有されておられます。

○3番（矢山 靖） はい、議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 2事業所で各1台の保有。要は世羅町では2台しかないということになりますが、福祉タクシーを利用されている方です。現実問題、予約が重なるのか、事業所の営業日等の都合がわかりませんが、なかなか予約ができないと言われております。障害者や高齢者の方が生活交通のためにも福祉タクシーやユニバーサルデザインタクシーが増えることが重要なことではないでしょうか。国交省でも補助制度がありますが、新規を含め、事業者に対しての支援、新規に車両を導入していただく、また増やしていただく。そして車両を保有するにも経費がかかりますね。町としてその辺りはどうなっているのでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えさせていただきます。この2つの事業所につきましては、一般乗用の旅客運送事業の許可を取られておられます。特殊車両として導入されておられますので、健常者の方も利用できるタクシーとなっておりますので、健常者の方が利用されているとき、たまたま利用したいと思うときに、乗降されているということがあるかと思えます。また、議員もおっし

やられておられましたように、国において地域公共交通確保維持改善事業の補助金が実施されておられます。町としても高齢者や車椅子利用者など外出できる環境づくりは必要であると考えております。今年度の新規事業として、世羅町タクシー事業者福祉車両導入促進事業補助金交付要綱を定め、助成事業を行っております。対象とする事業者につきましては町内に本社または営業所を有するタクシー事業者とし、助成額につきましては、UDタクシー及びスロープタイプの車椅子移動車につきましては1台あたり上限60万円。リフトタイプの車椅子移動車につきましては、80万円。その他ユニバーサルドライバーの研修受講料として上限5000円を助成しておるところでございます。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 冒頭にも言いましたが、今、車の運転している人でも誰もがいつかそれができなくなります。その理由が高齢によるものなのか、病気なのか、事故なのかわかりません。そして生活していくために、また誰もが住みよい町にしていくためにも移動手段は必須問題です。利用者や事業者に対しての手厚い支援が重要です。午前中宗重議員も言われていました。考えを行動にする。考えを行動にする。また令和6年第3回の定例会議で引退された先輩議員の方が、世羅町はたくさんの計画書があるが、そこから実行に向けチャレンジしていくようにと言われていました。しかしこの問題は挑戦でなく、しなければならない喫緊の問題です。そこを強く申し上げこの質問を終わります。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) 私のほうから。議員おっしゃいましたように、町が行わなければならない。それについてはすぐさまやらなくてはいけないことがあります。計画等をしっかり作ってはおりますけれども、緊急を要するものについては議会にもしっかりお示しするなかで、さまざまに早めに展開をしていきたいという考えでございます。やはりこのタクシー事業者については車両は勿論ですけれども、運転手不足というところにひとつは課題もありまして、なかなかそういったところへ事業を進めていけないという課題もございます。そういったところへもですね、どこの運行业者も困られている旨ありますけれども、

そういったところへもしっかり手厚い支援ができるような形が必要ではないか  
と思っております。利便性を高めるための事業については、今後についても公  
共という立場の中でしっかり前向きに進めていければと思います。

○議長（高橋公時） 次に 超高齢化社会の到来を見据えて 3 番 矢山 靖  
議員。

○3 番(矢山 靖) はい、議長。

○議長（高橋公時） 3 番 矢山 靖議員。

○3 番(矢山 靖) 老人福祉・介護事業の倒産件数が、2022 年（令和 4  
年）、143 件を上回り、2 か月残して過去最多を記録。また、ホームヘルパー不  
足が深刻な訪問介護も、年間最多だと東京商工リサーチが、先月公表しまし  
た。報酬改定に伴い、訪問介護の報酬が引下げられたことが、要因の一つでも  
あるが、2025 年（令和 7 年）、超高齢化社会を迎える世羅町においても、ケア  
マネージャーやヘルパー不足など、大変深刻な問題もあります。ましてや中山  
間地域を一軒一軒回ると、コスト負担も深刻です。そこで町長にお尋ねしたい  
のは、この現状をどのように感じますか。このままの状況で良いのでしょうか。  
町内の介護事業所に対し、業務改善経費の一部補助の検討はありません  
か。そして就労される人材確保は、どのようなお考えなのか。またこの度、世  
羅中央病院が過疎地域の医療支援に当たる、「へき地医療拠点」に指定され、  
9 月から運用されているが、3 か月が過ぎ、その運用体制と状況、今後の課題  
をお聞きます。

1 点目としてホームヘルパーや、福祉施設介護職員の賃金水準は、医療福祉  
分野における他の職種と比較し、低い傾向と厚生労働省が現状を発表していま  
す。

世羅町では福祉人材資格取得等の補助金がありますが、近年利用者の傾向と  
予算額を伺います

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長

○町長（奥田正和） 矢山議員の 3 問目でございます「超高齢化社会の到来を  
見据えて」のご質問でございます。「福祉人材資格取得等の補助金の近年利用  
者の傾向と予算額について」お答えをさせていただきます。

本町におきましては、介護人材確保に向けた取組の一環といたしまして、世羅町福祉人材資格取得等補助金交付要綱に基づき、資格試験又は研修に係る費用の一部を助成しております。

近年の利用状況といたしましては、令和２年度が８名、令和３年度が７名、令和４年度が９名、令和５年度が８名の対象者の方に助成をしてございます。また、令和６年度の予算額につきましては、８０万円を計上しているところでございます。

議員おっしゃられますように、福祉・介護人材の減少と言いますか、なり手不足といったところがあるのかもしれませんが。報酬等にも関わることで、またかなり体力等も使われるということでもかなり厳しい現状もお聞きしているところでございます。住み慣れた家で在宅介護という形で行っていらっしゃる方も多くございます。そういったところへの町の支援もしっかりよくよくお話を聞かせていただきながら今後においてもそういった住み慣れたところでお住まいいただけるように、そういった体制づくりをしっかり構築してまいりたいと思います。

また世羅中央病院等の件もございますけれども、これについてはまた後ほどの質問でお答えさせていただければと思います。

○３番（矢山 靖） はい、議長。

○議長（高橋公時） ３番 矢山 靖議員。

○３番（矢山 靖） 令和６年度８０万円を計上、そして令和２年から５年の４年間で平均８人と一定の方が補助制度を使われていることがわかりました。その８０万円と近年のこの予算が気になる場所なんです、この４年間ですね。私も以前、国家試験や研修等のよく受検していましたが、本当にこれはお金がかかるんですね。それで何にお金がかかるか。町のホームページを見ました。補助金額がドーンと書いてあって、その下に小さな字で米印がついて４項目注意書きがありました。国都道府その他の機関から助成を受けることができる場合は、補助を受けた残りの額を対象とする。これは２重請求になりますからね。これはわかります。その下です。交通費や参考図書費等は対象外や資格や研修を重複して申請可能であるが、１年度につきいずれか１回と書いてあります。これが実は重なるときは重なるんですね。「よし、やるぞ、頑張るぞ」と気合を入れて勉強するのに参考書って高いんですね。ここにいらっし

やる皆さん、よくご存じだと思います。過去問題、1年、2年だけじゃなくて、欲張って5年間分の参考書を買って勉強されていたと、今もされている方もおられるかもしれません。勉強して資格を取って世羅の事業所でその資格を有効に活用し、活躍していただく。もっとこれ柔軟に考えてみてはどうでしょうか。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） お答えさせていただきます。この福祉人材の資格取得の補助金につきましては、令和5年度に改正をしております。それ以前につきましては実務者研修のみの補助対象としておりました。それでは介護人材の不足にはすべて対応しきれない。介護のサービスを提供するためにはほかの資格も必要でございますので、令和5年度に実務者研修をはじめ、介護支援専門員、また社会福祉士等、あとサービス管理責任者等の資格についても補助対象とし、上限額のほうを増加させていただいております。こちらの補助額を算出するにあたりまして、それぞれの資格に対してどれだけの費用がかかるのかというところを調査をさせていただきました。その資格を取るための費用が本当に5万円以上であったりとか、10万くらいかかるというところもございますので、まずは資格取るため、まずはその試験を受けるための補助をしていこうではないかということで、上限額今、5万円、また2万円とはなっておりますけれども、それで資格取得のほうを受検していただくきっかけづくりになればと考えて実施させていただいております。

○3番（矢山 靖） はい、議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） ありがとうございます。資格を取って頑張るぞという前向きに頑張っていく方をバックアップしていくのが大変重要だと思っているので、令和5年に改正したと今、言われました。どんどんどんどんね、耳を傾けてもっともっと改善していけばいいところもあります。参考図書なんか高いですから。その辺りも検討してもらってはどうかとは思っております。

国の方針では在宅生活を進めていますが、ヘルパーやケアマネージャー等の社会資源の充実がないと在宅生活が難しくなります。大変深刻な問題です。これを踏まえ次の質問に移ります。

2点目として、どの業種も高齢化しています。やはり若い人材は宝です。学生ローンを組んで、専門学校に通う生徒も増えています。学費負担の応援が必要です。町内の事業所で何年か働いたら補助金を出すとか、アパート家賃の補助をするとか。若者人口流出防止や、介護人材確保のため、施設からの給与とは別に、月額9000円を支給している自治体もあります。世羅町独自の、魅力ある施策の検討が急務と考えますが、見解を伺います。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 2点目「世羅町独自の魅力ある施策の検討について」お答えいたします。

本町におきましても、少子高齢化による介護人材の不足は深刻な課題です。県内においても、介護人材の定着を支援するための助成事業を設けておられる市町もあります。

今後、関係者のみなさまのご意見を聞く場として設置しています世羅町福祉・介護人材確保等総合支援協議会におきまして、県内の動向を見据えながら、世羅町の介護人材不足の解消につながる有意義な施策を研究してまいります。

○3番（矢山 靖） 議長。

○議長（高橋公時） 3番 矢山 靖議員。

○3番（矢山 靖） 介護人材の定着を支援するための助成事業を設けている市町もありますとの答弁ですが、ご存じなんですね。それなら話が早いです。先ほど言われた支援協議会において世羅町の介護人材不足の解消につながる有意義な施策を研究ともご答弁ありましたが、是非とも前向きに協議をしていたきたく考えますが、その協議会の構成員や今年度行った回数等詳細わかりましたら伺います。

○福祉課長（小林英美） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（小林英美） 世羅町福祉介護人材確保等総合支援協議会でございますけども、こちらは福祉介護人材の安定的な確保、育成、定着に向けた取組を関係機関と共同して進め、人材確保等について協議をする場で設置させていただいております。

構成員は特別養護老人ホームの管理者、町の社会福祉協議会と世羅町福祉課、またオブザーバーとして県の社会福祉協議会で6人の構成となっております。回数は概ね年2回を予定しております。今年度今、1回実施させていただいております。事業内容につきましては、新しい人材確保に努めるため、事業所の紹介、パンフレットの作成配布、また介護の仕事に興味のある方を対象に施設見学、業務体験ができる福祉の職場体験バスツアーを開催しておりますが、今年度は残念ながら応募者がいなかったので中止となりました。また職員を対象とした研修会の開催で、実務者研修や在職中の職員を対象に離職防止に役立てる研修会を予定しております。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 超高齢化社会の到来を見据え、ますます需要が伸びているのは誰もがわかっていることです。町内施設で勤務されている方が言われていました。介護職員もケアマネージャーも平均年齢が高く、人が足りていないんだと。今後持続的にサービスを継続していくためにも、そして我々世羅町民がいつまでも安心して住み慣れた町で暮らしていける環境づくりのためにも先ほど述べさせていただいた提案をはじめ、思い切った施策を早急に打ち出し、若者が働き続けられる環境整備を要望し、次の質問に移ります。

3点目としてへき地医療拠点病院は、世羅中央病院のことですが、半径4キロ以内で50人以上の居住している地区でかつ医療機関がない地域住民の医療確保が目的とされ、医療提供体制の充実が期待されるが、運用されているのは、どの地域になるのか。また病院を受診しても、ドクターや看護師さん、スタッフさんたちは忙しく人手不足に見えるが、移動診療車で巡回診察・治療することにより、医療従事者への負担が、更に増えると思われるが、お考えを伺います。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) それでは3点目のご質問のうち、まず、巡回診療がどの地域で実施されているのかについて、お答えいたします。

世羅中央病院企業団は、主に世羅町と三原市久井町、大和町の地域住民の医療福祉を増進する目的で、公立世羅中央病院と公立くい診療所の運営をされて

おります。企業団では、かねてより大和町への医療提供が課題と捉えられており、大和町の無医地区である蔵宗・篠・上草井・下草井の4地区で、巡回診療を実施されるものでございます。

次に、この巡回診療を実施することで医療従事者への負担が更に増えるのではないかとありますが、巡回診療は毎週水曜日の午後、医師、看護師、事務、運転手の4名で対応されております。医療従事者の平日午後は、入院対応や一部の外来対応、訪問診療などに対応されており、その訪問診療の一部、週1回を巡回診療にすることで、効率的な運営が図られております。また、医師の同行が不可能となる場合も想定されており、将来的には遠隔診療を視野に入れた負担軽減策も検討されていると聞いております。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 大和地区の無医地区である4地区を巡回診療すると回答ありました。世羅町内は言われていませんでした。条件がこれはあるんですかね。へき地医療拠点病院無医地区とは、定義をお尋ねします。

○健康保険課長(宮崎満香) 議長。

○議長(高橋公時) 健康保険課長。

○健康保険課長(宮崎満香) 無医地区の定義でございます。無医地区とは医療機関のない地域で、中心地域の概ね半径4km区域内に50人以上が居住する地区であって、病院、医療機関を利用することができない地区。かつ公共交通機関が1日3往復以下であるか、4往復以上あるが、医療機関まで行くために1時間以上かかる場合に該当となります。町内では医療機関のない地域で中心部に50人以上が居住する地区はございますが、デマンド交通が運行されており、国の定める無医地区には該当とはなっておりません。

○3番(矢山 靖) はい、議長。

○議長(高橋公時) 3番 矢山 靖議員。

○3番(矢山 靖) 答弁ありましたように、世羅町内は残念ですが、無医地区ではないからできないということがわかりました。補助金のほうはどうでしょうか。国と県から経営するにあたり町として財源を充当し病院を支えていく立場として、収支の見通し、収支計画書を作られていると思うんですが、見通しのほうはどうなんでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 巡回診療に対する補助と収支状況についてでございます。へき地医療拠点病院の指定を受けた医療機関が巡回診療を実施する場合、まず実施する医療機関に対しまして県の補助金がございます。人件費や諸経費などの必要経費に対し、実施日数に応じた基準額が設けられており、その基準額は保障をされておりますが、その基準額を超える費用、今回世羅中央病院で該当しますのは、車両のリース料などそういったものは企業団のほうで負担をされております。

収支状況につきましては、運営にかかる必要経費に対し、診察による診療報酬が収入として上げられます。しかしこの診療報酬は少額でございますので、巡回診療そのものは採算が取れるものではございません。そのため国において不採算地区中核病院を抱える世羅町と三原市に対し、特別交付税が措置されることとなります。市町において国の定める繰出基準に応じた負担金を企業団に繰り出すことで国からその８割の特別交付性受けることができます。企業団におかれましても、市町においても負担のほうが生じますが、通院が困難な方に必要な医療の提供につながるものと認識をしております。

○３番（矢山 靖） はい、議長。

○議長（高橋公時） ３番 矢山 靖議員。

○３番（矢山 靖） なぜ収支のことをお聞きしたのかと言うと、医療従事者への負担と利用する患者へのサービス、従事者の負担が重くなると、どうしてもサービスに影響が出てきます。答弁では遠隔治療を視野に入れた負担軽減策と言われていました。やはり負担はかかるものなんですね。患者サービスとは限りある医療人材の効率的な活用や、有事対応の観点から、オンライン診療を含む遠隔治療の導入が重要と考えますが、冒頭の答弁では遠隔治療を視野に入れた負担軽減策も検討されていると聞いておりますと、まるで人ごとのように聞こえましたが、行政は医療法の第１条の３で定められているように、医療を効率的に提供する体制が確保されるようにとあります。早急に実現となり、いつまでも誰もが住みよい世羅町になるように要望し質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 最後を締めさせていただきます。今回、遠隔診療について人ごとのように聞こえると言われましたけれども、ここ実を言うと、公立病院であるとは言え、企業団というひとつの組織の中で物事を進められておりまして、それについて町がどうのこうのと言う部分はありませんけれども、やはり世羅町内、これは三原市も含めてですけれども、そういった無医地区があれば、また医療弱者の方、交通弱者含めてですけれども、そういったところに措置する部分については、町からいろいろと申し入れを行っている状況でございます。そういったことも含め、遠隔診療の部分においては、今の国の施策であります、そういった補助等の流れもしっかり視野に入れながら、町とともにそういったところへ話もさせていただきながら、進めてまいりたいと考えておりますし、特に医療従事者、今、広大からのふるさと卒等含めた多くの医師を派遣いただいております。これだけすべてが充足というわけにはいきませんが、これだけ中山間地の医療を守ろうということで大学からも多くの医師を送っていただいていることには感謝申し上げたいと思いますし、今後においてもそういった流れを途絶えることなく、いろいろとまた私のほうも教授訪問等も行い、また大学等へもいろんな声掛けをさせていただければと思っていますところでございます。

○議長（高橋公時） 以上で 3 番 矢山 靖議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。再開は 1 4 時 2 5 分でございます。

休 憩 1 4 時 0 7 分

再 開 1 4 時 2 5 分

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に 5 年・10 年後にむけた将来設計は 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） はい、7 番。

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。今回は 1 項目 3 問の質問をさせていただきます。5 年・10 年後にむけた将来設計はについて。質問の要旨でございます。

新たに 4 年間町政の舵取りをされるわけですが、世羅町を取り巻く環境は人

口減少を踏まえ、ますます厳しくなっています。従来通りの行政運営で明るい未来が見えてくるのか、どうなのか。それなりの思い切った施策や決断が必要となってくるのではないのでしょうか。

将来が見えにくい現状では、町民の方も私自身も大変不安を感じております。町民の方からもよく不安に感じている、そのようにお聞きしておる状況でございます。

現在行政として、5つの指針に沿った計画を遂行されておられます。確かにそれは非常に大事なことでございます。しかしながら従来通りをそのままやっても目標や目的が達成できなければ決して仕事をしたということにはならないというふうに思っております。要は、現状の施策だけでは根本解決に向かっていかないのではないかとこのように感じております。

これからの4年間世羅町がどこに向かえばいいのか、そのために何を行えばいいのか。10年先の世羅町に必要なためのビジョンと施策をしっかりと打ち出していきたい。

町民と共に考え、共に目標に向かう。不安を解消するためにも、そういった目標・目的をしっかりと町民の方に知らせることも行政の重要な仕事だというふうに思っております。

今回は、今後の町づくりに重要であろうと思える事案について3点お伺いをします。

世羅町が世羅町であり続けるためには、交付金依存型から、自主財源を稼げる自治体になっていく必要があるのではないかとこのように考えております。

1 問目、稼げる農業や商工業、稼げる町づくり、いわゆる税収を増やす、こういったことにどのように取組まれるのかお伺いをいたします。

○町長(奥田正和) はい。

○議長(高橋公時) 町長。

○町長(奥田正和) 7番 向谷伸二議員の「5年・10年後にむけた将来設計は」のご質問にお答えさせていただきます。冒頭要旨にございますように、従来どおりのことやっていたはだめだということご指摘をいただいたところでございます。私もそれは当然のこととと思ってございまして、是非とも将来を見据えたさまざまな計画、なかでも長期総合計画等は立てるんですけれども、その

時代時代によってさまざまな困難な部分もございますが、先進的な部分も生まれてきています。そこにどう対処していくか。そういったところの観点は日頃からそういうものを持ち続けているところではございますけれども、行政なかなか予算をしてからそれを実行するまでかなりな時間も要しますし、なかなかそういったところへすぐ取りつけれない部分もあるわけでございます。しかしながら情報はいろいろ共有しながら、議員の方と。そういうふうなところをお示しさせていただき、なおかつ町民の方にわかりやすく説明をしていかなければ、その施策そのものが前に進まない状況であろうかというふうに思っております。

議員、1問目にあります、稼げる農業、また商工業、利益を増やすそういった企業を支援していく部分と、また、稼げる町づくり、税収を増やしていこうという2点についてご質問いただきました。

「稼ぐ」ということはですね、私が先人より教え聞くところでは、「稼ぐ・削る・防ぐ」いわゆる「か・け・ふ」、阪神におられましたか、「か・け・ふ」の実践として、第一に取り組むべき重要な要素であるというふうに考えているところでございます。これはある社の社訓ともなっている状況、お聞かせいただいたんですけれども、空を眺めて何か落ちてこないかなと思っていただだけではですね、物事は進まず、棚からの牡丹餅はないということでございます。留まることなく、動いていくことがチャンスを引き寄せる鍵であることから、私が先頭に「動く」背中を見せていくこと、「いつでもどこでも力の限り、一生懸命動きます。」という私も提言の中で進めております。それをしっかり実践していきたいと考えているところでございます。加えて、利益を増やすためには、売上げが増えることと、費用が減ることが基本でもあります。販路や消費の拡大にはトップセールスを、費用を減らすための省力化や節減には新技術の導入や新規補助事業の獲得に向けての探求をもって立ち向かってまいりたいと考えております。

トップセールスのお話がよく出てまいりますが、これには現状、担当現場を行います職員を帯同させ、その点についてよくよく理解させるなど、職員の知恵と経験と私が日ごろお付合いをいただく人間関係等も共有させるなかで行っていきたいと思っております。相乗効果を生み出す気風を持ちながら、その雰囲気町民に伝わるよう、しっかりと広報してまいります。そして、何より町

全体が元気であり続ける５年・１０年を将来を目指してまいりたいと考えておるところでございます。

○７番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） ７番 向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二） 教訓と意気込みというような形でご答弁をいただきました。しかしながら私の質問では交付金依存型から自主財源を稼げる自治体になるためにはどのように取組むのか。そういった具体性についてお伺いをしている。しかしそれに対してこの答弁書にはそのことが一切書かれていない。これはなぜでしょうか。まずその点についてお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 質問の冒頭要旨の中にございました交付金依存型から自主財源をしっかりと稼げる自治体として動けということでございます。自主財源という観点から言いますと、町民の皆様からいただく税金となるわけでございます。なおかつそれ以外のお金となるとふるさと納税等もございますけれども、さまざまな国から、また県からの支援になろうかと思えます。どうしても依存せざるを得ない現状ではございますけれども、そういった今現状では自主財源については町民の方から税金として納めていただいたものについてはほぼ人件費に消えている状況の数値になっていようかと思えます。そういった部分が今後かなり国の人勧等によりまして費用負担も増えてまいります。そこをいかにクリアしていかなくちゃいけないというところで考えればですね、税収を増やす、なおかつ費用は減していくという形になろうかと思えます。そういったところしっかりと取組んでいくという意気込みを先ほども最初の答弁の中で申し述べたところでございます。

○７番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） ７番 向谷伸二議員。

○７番（向谷伸二） 苦言を呈したわけですが、私も広報広聴委員をしております。この一般質問の議会で起こった内容について議会だよりに掲載するわけです。そのときに質問内容に対してきちんとした答弁が返っていないということはそこに載せれないということなんです。それは取決めでそれを行っているわけです。返ってきている答弁書を基に広報広聴では原稿を作っております。

ます。ですからしっかりと質問に対して答弁を返していただく。これは基本だ  
と思うので、それはきちっとやっていただかないと困るということですの  
でよろしくお願いしたいというふうに思っております。

今、町長からも自主財源をとということ。要は町民がしっかり稼げる状況を作  
る。それによって税金も増やすというような形。こういったことが必要になっ  
てくるのではないかなというふうに私は思っております。その交付金に依存し  
ている、それは当然会社組織の少ないこういった山間地では、当然そういった  
ことは起きるわけですが、それでも投資的資金が数%しかないという現状です  
よね。それをいかに増やしていくかということはどうしてもやらないとこれか  
ら先、世羅町が世羅町であり続けるために、何か投資がしたいといったときに  
ないんですよ、お金がね。だからそれは基本的に自主財源をどうやったら増や  
せるかということは考えていく必要があると思うんですよ。是非そのことはや  
っていただきたいというふうに、方向性として持って行ってほしいとい  
うふうに思っております。

中身に関してですけど、稼げる農業ということを上げさせてもらいましたけ  
ど、たとえば現在、米の生産に関して言えばですね、一部を除きほぼほぼ法人  
が担っておられるということだと思いますが、そのなかでも利益を出されてい  
る法人、企業、事業所がございます。しかしながら補助金でやっとうりぎり  
というような法人もございます。利益を出しているそういった法人とか企業はど  
うやって利益を出しているのか、反対に言えば利益が出ていないところは何が  
原因なのか。そういったところを分析するというのは非常に大切だと思うん  
ですよ。そういったことに関してはどのような考えをお持ちか、お尋ねをいたしま  
す。

○産業振興課長(垣内賢司) 議長。

○議長(高橋公時) 産業振興課長。

○産業振興課長(垣内賢司) お答えいたします。利益を出している法人、ま  
た出ていない法人の差。また違いというところではございますが、町内の集落法  
人の多くは実情としましては、農業生産だけでは利益を上げていないというの  
が実情であります。中山間地域直接支払、また経営所得安定対策などの交付金  
等を経常利益として黒字化しているというところが現状というふうになってお  
ります。営業利益が黒字化している場合も農地維持を主に小規模で最低限の経

営を行うことで黒字ということで成立している法人というのが多くございます。いわゆる稼げる農業にはなっていないというのが現状であります。

一方、大規模な法人においては企業的な経営をされている法人が多くおられまして、その法人の中でも減価償却費が営業利益を圧迫して、赤字計上をされているという場合がございます。ただこれらは現金支出ではないため、実際のキャッシュフローとしては影響は出ておらず、交付金等の活用をしていただいて経常利益が黒字化しているというふうに町としては分析のほうしているところでございます。また大規模な法人等においては水稻以外の園芸作物であったり、また周年作業ができるような体系を作られておられます。そういった利益を上げるためには周年作業、仕事を作って、周年稼げる状態に作物等研究されているというところが黒字化ができています法人かなというふうに認識をしているところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） ということは、まだなかなか黒字化をすることは難しいというのが現状であると。その打開策というのはまだ見えてこないということなんでしょうか。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えいたします。周年での作業ということになりますと雇用の問題等もございます。また議員ご存じのように担い手も高齢化をしてきているというところなんです。そういった周年作業等がなかなか難しいという法人さんが多くあるというところでなかなか利益を上げるというところが難しい状況にあるというふうに思っております。先ほど来ありましたように、黒字化するというところで言いますと、地形的な要件とかもございます。大区画で法面も少ないようなところだと当然、経費等もかからないというところで、利益等も上がりやすいわけですが、町内にはいろいろな地域がございますので、一概に年間作物を植えれば利益が出るというものでもないというふうに認識をしておるところでございます。町としましてはそういった収益を上げているような法人等の事業形態を参考に他の法人等へもお話等させていただくなかで地域地域にあった作物なり、作型体系等を検討していただければとい

うふうに思っております。そういったなかへ町も一緒に入って支援等していければなと検討しております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 個別で地形的なハンデであったりとか、集積問題とか、さまざまな問題があると思うんですが、ひとつひとつにきちんと向き合っていく部分は必要かなというふうにも思いますし、機械的に解消できる部分がどの程度あるのか。そういったところも国だけの支援、補助というだけでなく、どの部分だったら町が関与できるか。あるいはたとえば農業なんかでも場所によっても違いますけど、サラリーマン的農業という言葉も出てきます。いわゆる地元だけでは人が足りないということでサラリーマンで月給で何ぼでやりますよと。それが農業にあてはまるかどうかは別ですけど、そういったいろんな方策考えてさまざまに支援の方法を是非是非ご検討いただきたいというふうに思います。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） お答えいたします。町としましては具体的な取り組みとして世羅町農業振興ビジョンに掲げている施策を進めているところでございます。なかでも世羅町農林業振興対策補助金ということで、機械、施設の補助、単独町費ではございますが、そういった補助事業を作って支援のほうを行っているところでございます。また併せて国の事業等も積極的に活用し農家支援をしておるというところで現在取組んでいるところでございます。

いずれにしても、今後の農業振興施策を考える上で重要になってくるのが農業というものを一括りで考えるのではなくて、農地維持に特化される地域もでございます。そういった地域には農業維持を観点とした支援、また利益を上げてどんどん規模拡大してやっていくと、そういった目標を持たれている法人にはそういった支援というところで、それぞれの課題に適切に対応していく必要が出てくるのかなというふうに思っております。そういったことを今後、各法人とお話をするなかで個別に対応していきたいというふうに思っております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 是非そのようにしっかりと個別に対応、当たっていただきたいというふうに思っております。

ではもう 1 点、商工業に関してですけど、今、世羅町ではインバウンドということで、台湾からの誘客であるとか、非常に力を入れておられますが、その力を入れておられるということは、地元に対して、地元の受入れ体制、それはきちっとできているのか、どうか。その点について伺いをいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。インバウンドの対策でございますが、ご質問いただきましたように、町では台湾、韓国、そういったところを中心に取組を進めているところでございます。この取組によって目に見えてどんどんインバウンドが増加してくれば言うことないんですが、私今、2 年携わっておりますが、まだ少し時間がまだかかるかなとは思っております。しかしながらですね、旅行会社等への P R も含めて今後増えてくるだろうという期待も十分できそうなところでございますので、ご質問いただきました町のそれに対する対策でございますが、現在対策といたしましては、インバウンドで来られる外国人観光客の皆様の一歩の課題、いわゆる困っておられるところと言いますと、言葉だというふうに思っておりますので、そこについての対策を事業として取組んでおります。観光振興補助金というなかで、外国語のパンフレットなり、それからメニューの外国語化とか、ホームページ、そういったようなものに対する補助等を行っておりますので、そういったまず一番困っておられると思われるところから町も支援を行っていきたいということで、そういった事業を行っておるところでございます。この事業につきましても今後まだ更に拡充するなかでもう少し幅広い使い方ができないかというような形で進めてまいりたいというふうに思っております。その辺によって飲食業、観光事業者様が稼げるということで、町の活性化、そして町の収入にもつながっていけばと考えているところでございます。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） そうですね。言葉が一番大切ですね。極端に言えば

日本語は読めないという思いで町内を回られたら何が困るかというのも見えてくると思うんですよ。そういった視点で動かれたらまた違う、ここも必要じゃないかというところも見えてくるんじゃないかと思いますので、その点もしっかりと確認をしていただきたいと思います。

では次の質問にまいります。今後の人口減少を考えた場合、全てがコンパクト化する必要があると思われます。行政もデジタル化を進め、無駄を無くし効率化を図る必要があります。また、行政上の無駄を無くすことで、職員が本来の職務遂行に集中できる環境ができ、やりがいのある職場になれば、住民サービスにもつながっていくと考えています。そこでお伺いをいたします。

デジタル化の推進や無駄の見直しなどで、どのようにスリム化及び効率化を図るのかお尋ねをいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは向谷伸二議員の2点目でございます「デジタル化の推進や無駄の見直しなどで、どのようにスリム化と効率化を図るのか」についてお答えをさせていただきます。

町行政を取り巻く環境は急速に変化を続けており、労働人口の減少に伴いまして、将来的には、職員総数も減少することが避けがたいなかで、多様化する町民の皆様のニーズにお応えをするとともに、行政サービスの質をより高めていくためには、これまでどおりの固定概念や、慣習による業務の進め方を見直すことが求められているものと考えております。

また、デジタル技術、多くのシステムやツールなどが開発されておりますが、導入に際しましてのコストや、導入後の維持・保守経費が継続的に必要となること、その財源については町の一般財源であることも念頭に置く必要がございます。

デジタル技術の導入は、あくまでも手段でありまして、目的ではないとの認識に立ち、そのシステム等が、真に住民サービスの向上に資するものであるとの視点に基づき、導入に際しましては補助制度等を活用するなど、より効果的な推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 今、ご答弁をいただきましたが、残念ながら答弁の中で慣習による業務の進め方の見直しが求められていることが考えられているという後に答弁を要約すると、デジタル技術の導入にはコストがかかるから町の一般財源を使ってまでは行政の効率化はしない。もし補助金が入った場合には検討しても良いというふうに取れる答弁でありました。効率化や無駄がもっと進めるべきではないのかというふうに私は思っていますが、そういったことの前向きなことが何一つこのなかには書いてないんですよ。それについてはどうですか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） ちょっと書き方として捉えられるところが少し違いましたので補足として、デジタル技術の導入については、これは国が進めていくものでございまして、これについては補助金を活用して導入をしていきます。これについては今後も引続き国等が進めているものでございますので、しっかりと町も財源を確保して進めていく。しかしながらそのなかでも入れたものについて俗に言うランニングコスト、その後についてはシステム業者等に対して一般財源を活用して経費を支出していかなければならないというところでございますので、やらないというのではなくて、やるんですけど、一般財源の支出が伴っていきますということでご答弁を申し上げたところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） そのようにわかりやすく書いていただければ助かったかなというふうに思いますが、具体的にたとえばデジタル化は国の推奨だということで、それは補助金なり、町の財源を使って行っていくということであります。当然不必要なことまでする必要はない。それは私も承知しておりますので、その辺はしっかり区分けをしていただければというふうに思います。ですが、効率化という意味でデジタル化だけでなくて人の配置であるとか、業務の見直しであるとか、そういったこともとても大切なことだと思うんですが、これに関して何か事務作業の効率化であるとか、ペーパーレス化であるとか、そういったことも含めてその辺の考え方はどうでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。今、議員ご指摘いただきましたように、まだまだ庁舎内の中でもまだまだデジタル化を進めていくべき案件がたくさんあると思います。そうしたなかでも職員間の中で構成をしております委員会の中でもしっかりと若手職員に意見を出させて進めていくようにはしているんですが、なかなかまだ実現をしております。たとえばですが、マイナンバーカードを使った出退勤記録。これは現在、今でもまだ職員が出勤時に総務課のところに行って印鑑を付く習慣があります。そういったことをデジタル化していくこと。また起案文書と申しまして、事業を実施していく。またはお伺いを立てる文書に対しまして、そういったことをデジタル化をしていくといったようなことも今後考えられるものであります。さまざまにですね、ペーパーレス化というようなこともございますが、現在におきましてはまだまだ他の行政機関からまいりますメール等も本来であればPDFとして機器の中に保存していけばいいのですが、そういったことは未だに紙として打出して回覧をしている状況でございます。そういったところの無駄を少しでも省くようなことを今後もしっかりと庁舎内で検討していきながら、議員が今回質問の中に書いていただきましたように、無駄をなくすことで本来の業務遂行に集中できるといったような体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） ペーパーレス化というと非常に難しいようにも聞こえるんですが、単純に議員もいろんな紙の書類をいただいています。ですが、討議資料として、検討資料として使う場合はメモも必要だし、それは紙でないと難しいんですよ。ですけど、読むだけの資料は、計画書であつたりとか、そういったことは読むだけであつたら電子資料でも十分なんです。分厚いものを作っていただかなくても十分活用できます。何ばか基資料としてはいると思いますけれども、配布に関しては十分それで対応できるのではないかなと。要するに必要な書類と、本当は見るだけの書類という、そういう視点で見るといらぬ書類というのが出ると思うんです。そういったことからすればすぐにわかる部分、できることはあると思うんです。今、いわゆる冊子と言いますか、パンフレットであるとか、それに年間どの程度使っていて、年間廃棄を、廃棄し

てますよね、必ず、余ってますから。年間廃棄がどのくらいあるかというのは把握されていますか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（升行真路） ご指摘いただきました会議資料等で使われるペーパーにつきましてはどの程度パンフレット等も含めてですが、どの程度廃棄されているかということは承知をしております。先ほどご指摘いただきました会議資料等の中でも区別をするということ。メモを取るもの、ただ見るだけのもの。そういったようなことも最近では企画課のほうでも貸出のパソコン等も用意しております、そういったものを活用して会議等に臨む職員も最近は増えてきております。そういったところも紙を無駄にしていけないというようなところも踏まえて、今後ともこういった端末、ツール、タブレット等を活用してそういった無駄のない業務ですかね、そういったことに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 必ず余っている冊子というのはたくさんあると思うんですよ。全部最終的には処分だと思います。これって元は税金ですから。見える化が必要だと思うんですよ。これをやめたからこれだけ浮いた。だからこれをこっちに持って来よう。これで新しい財源として使える。ただやりましたけど、効果はわかっていませんで、結局、何がどうなったかわからないじゃないですか。その見える化をきちんとやっていくことでこれをやったらこれだけ削減できたということを周知することでそれも浸透していくじゃないですか。職員の方でも。そういったことが必要ではないかというふうに考えます。

あともう1点、無駄を無くすというのを誰が一番よく知っているか。現場の方なんです、たぶん。それぞれの現場の方が一番よく知っている。動いている方が。私、何のためにこれしているんだろう。こういうふうにやってくれたら私、ここで動かなくても済んだのにと、こんな書類書かなくても済んだのにと。そういったこといっぱいあると思うんですよ。実は。現場の声を聞くというのが一番大切なんです。上からじゃないんです。下からですよ。皆さん動かれている現場の人が一番よく知っている。だから、現場の方の皆さん

の意見をしっかりと吸い上げる。そういったことができないと本当の無駄の削減はできないというふうに思います。それをするによって人がどこにいないかとか。たとえば業務をどこに集中すればいいかとか、作業だったらどっかちがう部署、違う部署ということはないんですけど、誰かそれを専門に、作業としてあるもんだったら作業分野として集中してそこでやらそうかとか。その人員配置としてですよ。そういったことも考えられなくはない。そういったことも含めて、しっかりと皆さんの職員の方の意見を吸い上げてどうやったらほんとうの無駄が無くなるか、効率が良くなるか。要は効率さえ、無駄を無くすんですよ。いることなくせと言っているんじゃないのではない。無駄をなくしてくださいと言っている。無駄をなくしたらほかの時間ができる。だからそれを世羅町の将来に何をすべきかということに対して業務を持っていってくれということを話をしているんですよ。そのための第1歩が無駄の見える化をまずしたらどうですかということです。是非こういったことも進めていっていただけたらなと思いますが。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは私から7番 向谷議員からのご質問にお答えさせていただきたいと存じます。

担当課より現在のデジタル化、これは後発組であることは認知はしておりますけれども、課題として取組んでいるところでございます。ご指摘いただきましたように、現場からの無駄、また改善点につきましては、企画課が事務局を取っております委員会の中で私も同席をさせていただいてございます。しっかりと意見を吸い上げさせていただいて、現場が少しでも工数が減らすようなことからしっかりと始めてまいりたいと思うところでもございます。機器導入等に関わりませず、今ある現行のシステムのカスタマイズ等で対処できるところはないか。そういったところからしっかりと意見を汲み取ってまいりたいと存じます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 今回の私の質問の目的は財政の健全化、それから住民の方への効率的サービスの提供、また職場環境の改善、こういったことを目的に

今回ご質問をさせていただいておりますので、是非しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

この項の最後の質問になります。コロナの5類移行以後、病院経営はますます厳しくなってきています。

救急機能を持ち合わせた中央病院は、町にとって無くてはならない存在ですが、既存建物の老朽化が進んでいる現在、今後の人口減少を考えると、将来的にますます赤字が増え、町の財政負担も増加する可能性が高いと考えております。現在、中央病院企業団としても、様々な対策を考えていただいております。ですが、町全体として、町として「存続できる医療体制づくり」を検討すべき時期に来ていると思っております。そこでお伺いをいたします

世羅公立中央病院を中心とした町全体の医療体制をどう構築するのか、また無医地区が発生している現状をどう考えているのかお伺いをいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（高橋公時） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 3点目の「町全体の医療体制の構築」について、お答えいたします。健康で安心して暮らせる地域社会の形成には、医療体制の確保は必要不可欠でございます。町では、町内唯一の2次救急医療機関である公立世羅中央病院を中核とし、世羅郡医師会と連携した医療サービスの提供を行っていただいているところでございます。

公立世羅中央病院に対しましては、人員確保の取組や、運営、施設整備に係る経費への支援を行っているところであり、今年4月からは、救急相談センター#7119事業の導入により、住民への安心、安全の提供と、救急搬送件数や医療機関への問合せの削減等、救急医療機関の適正利用を図るなど、医療提供体制の維持に努めているところでございます。

無医地区の現状につきましては、今年、世羅西地区にある医療機関が閉院されることとなり、地域の皆様におかれましては、大変不安に感じられておられることと思います。町には、国の定める無医地区に該当する地域はございませんが、これまであった医療機関が閉院となった地域の状況に、町としましても、どのような取組みが可能であるのか、検討してまいりたいと考えております。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 私はこの質問で将来のことについてお尋ねしております。残念ながら今のご答弁では現在の状況の報告というふうに受取らせていただきました。中央病院においては今後建て替えが必要な建物も発生してくるというふうにも聞いております。今の物価高で計算すると、たとえばそこを建て替えるということになると60億であるとか、80億であるとか、そういった規模の費用が発生するのではないかなというふうに、とんでもない投資額になると思います。人口減少が進むなかで、世羅町として現在も支援として約年間3億円程度出されていると思います。年によって違いますけれども。これがますます増えてくると。そういったときに世羅町自体の体力が今後それが持っていくのか。そういった懸念もあります。これは今回将来的なことというお尋ねをしたんですが、これは非常に大きなテーマの問題でありますので、これについて町長が今後、今、医療体制をどのような形で考えておられるのか。その辺がもしお持ちであれば、是非町長のほうからご答弁いただきたいというふうに思っております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 私に矢が飛んでまいりましたので、しっかり答えさせていただきたいと思っておりますけれども、中央病院の将来というより町全体の医療体制というふうに捉えさせていただきたいと思っております。現状医療機関として医師会のほうでもいろいろお世話になっておるわけでございまして、そこにおいても高齢化等も進んではいます。後どういうふうに存続していただけるものかというものは個々には議はしてございせんけれども、近年であれば、若い医師が世羅町のほうへお越しただいて、そういう医院を開設していただいた状況もございまして。医師会の方々いろいろご苦労いただいていると思っておりますし、医師と言えはですね、朝から晩までという部分ではなくて24時間体制でいろいろと勤務いただくようなケースもあります。しかしながら今、中央病院においては働き方改革等もございまして、そういった夜間勤務等については制約があります。ですからなかなかそういったところをどうしていくのか。また現状では中央病院に関して言えば、さまざまな将来的な投資が必要ではございます。医療機器の更新もかなり、これは年数経てばどうしても更新せざるを得ないよ

うなものもたくさんございます。それと併せて先ほど建物のお話もありました。これについては企業団においていろいろと検討を重ねていただいているところでございますけれども、町としては企業債等の借入れ等において町がそういった相談を受けていくということになろうかと思います。これまでも病院に関しては法定外繰入は行っていない状況でございます。病院に関する交付税等の流れ、またさまざまな債権に伴う町の利子補給であったり、そういった町がすべき公的機関へのものしか投入してございません。ですからここでの経営というものは、今回コロナ禍でかなり厳しかったとしても、内部留保を取り崩していただいたりして存続を続けていただくような形にはなっております。追加支援となると、町どういうふう to 今度は支援していくかということで、近年では寄附講座の取組なんかにも町の支援をいただきたいという声をいただいたところがございます。こうでもしないと医師がなかなか来ていただけない状況もあります。そこら辺を町がどうそれぞれ支援していただくか。これは病院議会もあることでございますけれども、町からもしっかりそういった取組について企業長並びに院長と、またその内部での会議もしっかり行われておりますけれども、そこでいろいろと論議いただいたことも町にいろいろとお話いただいている状況もございます。すべてすべてが町に来るわけではございませんけれども、大きな柱としての今後の流れについては、町もひと言いろいろとお話をさせていただいている状況もございます。とにかく医師会、そして核となる中山間地の第2次救急を担う中央病院が存続もしくは近隣の広島県内の真ん中にある中核病院としてしっかり頑張っていける体制に町もしっかり、これは三原市と一緒にすけれども、一緒に共に頑張ってまいりたいと考えているところでございます。

○7番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 中央病院の内部留保の資金も20億程度今、あるかないか程度くらいだったと思いますけれども、これが建て替えであるとか、いろいろな機器の更新であるとか、そういったこと、すぐ何億という世界の話ですから、それをすれば、当然、毎年利益が出ている企業体であれば全然問題ないですけど、赤字になっている企業体で、そういった投資を行う。じゃあ今度、内部留保もない。その後どうするのか。当然町が関わっていく必要が出てくる。

そこまで考えると、どういった今から医療体制を作っていくのか。医療体制を作っていくのかっていうのは、すみ分けが必要になってくると私は考えております。個人病院も勿論ありますけれども、中央病院がどの分野を分担するのか。いわゆる個人病院との兼ね合いもあるし、もう少し離れた高度医療を持っている病院との関係性。中央病院としてはどの部分を一番持っていくのかという、そういうすみ分けをしていかないと持たない。いわゆる総合病院としてやっていきますよというのに限界が来るときが来るのではないかなというふうに考えております。そういったことも含め、地元の医師会、近隣市町の大きな病院で、中央病院と。これをどうやって連携をして、場所はどうするのか。たとえばこれは例えの話ですけど、たとえば建て替える場所にいわゆる民間の病院を全部そこに集めたりとか、新たな病院に来てもらおうとか、いわゆる病院を中央病院プラスそこに病院のグループを作ってもらおうとか。できるできないは別ですよ。そういった発想もあるかもしれないし、そこで相互間でどうやってやったらいいか。入院はこっちで全部まかなうよとか、いろんなことがあると思います。ただ救急の医療はどうしてもここで残してもらわないと町民が困りますから、それも残したうえで存続できる方法、できるだけコストがかからない方法。いわゆる存続していける方法ですね。要するに今までそのままでやってきたけど、20年後はここなくなりますということが一番困るわけですよ。だからそれが起きないようにするためにどういった方法を考えるかというのは、これは町も関与していかないと、企業団だけでお願いしますという問題ではないと思うんですよね。だからしっかりと町も関わってくださいねということを言っている。是非、そういったことも今後、今すぐの話ではないかもしれませんが、けれども、問題はもうすぐそこまで来ていますから、早急に町としてどういうふうな形を作っていけばいいのかというのは是非検討していただきたいというふうに思います。

あと西地区のことですが、11月25日付で議会に対して地元から要望書が提出されておりますので、これに関しては委員会のほうで調査して、対応していただけたらと思いますので、これ以上の質問は控えさせていただきますが、どちらにしても困っていることはまちがないので、すぐに病院がどうのこうのというのは難しい話ですから、じゃあ、移動手段をどうするかということは早急に対策を考えていただきたいというふうに思いますので、その辺もしっかり

と検討していただきたい。それをお願いしてこの項の質問は終わらせていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 中央病院との関わり、また医師会との関わりについてのご質問でございますけれども、しっかり町が関わっていけということでございます。世羅町と三原市は開設者ということで大きな関わりと持つこととしてございまして、今の計画等についても説明はいただいております。議会へ説明される前にですね、中央病院議会に説明される前に私と岡田市長はその中身について説明を受けている状況でございます。今後の計画についてもこれまで進められたものもありますけれども、現在は大学、城西大学ですけれども、この教授が来られて、今、中身を分析していただいております。しっかりその分析の結果によってこういうふうな方向性を持ったらよいという流れを今、取組んでいる最中でございまして、それにも先般私もお話をさせていただきに行きました。この教授とは来年医療を考えるつどい、これ議会がほぼやろうやということで進めていただいた地域医療を考えるつどい、このなかでも私もパネリストに出ますけれども、そこで大学教授によるシンポジウムも行っていくようにしてございます。そこでまた将来的な地域の医療を考えるということを議会と共催でやらせていただくものでございますので、是非ともそちらのほう関与していただければと思っております。医師会とのまたいろいろなお話も、日ごろコロナ中はなかなか難しかった部分もございます。先ほど申し上げましたように、ワクチン接種等のことでお願いを再三行ったこと以外はですね、なかなか地域の医療についていろいろとお話をする機会はなかなかございませんけれども、担当課も一生懸命、足を運びながら、そういったお話もしっかりさせていただいていると思っております。

それとそういった西地区のことについても議会の中で、委員会の中でいろいろとお話をいただくことになろうかと思えます。町としての取組についてもそこではお話をしますけれども、交通手段と言わずにですね、先ほど出ましたように、遠隔診療とか、そういった受入れができるのかといったところも、いろいろ地域とすれば遠隔診療よりも直にお医者さんに診ていただきたいというところは、声として出てございますので、そういった声も大切にしていきたいな

がら将来的な展望を考えていければと思っているところでございます。

○議長（高橋公時） 次に 町の防犯対策は 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） （挙手）

○議長（高橋公時） 7 番 向谷伸二議員。

○7 番（向谷伸二） 次の質問に移ります。昨年一般質問で、防犯対策の強化と町民支援を訴えましたが、その後ますます凶悪事件が増加し、人々を恐怖に陥れています。

前は、防犯カメラの増設や設備の見直し、町民が設置する場合の防犯機器への支援、並びに防犯講習会などの開催の要望をいたしました。そこでお伺いをいたします。

防犯対策の現状と今後の取組み強化のお考えをお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） では向谷議員の2問目でございます。町の防犯対策についてのご質問にお答えさせていただきます。

先般でも安全安心のまちづくり大会、防犯に関する関係でもですね、いろいろと大会として決議をさせていただいたところでございますし、そういった防犯への取組はですね、町もまた町民の方と一体となって進めていく。これには警察、さまざまな団体とですね、防犯組合等も含めて一緒にやらせていただきたいと思います。と思っています。

現状と今後の取組み強化についてのご質問でございます。

いわゆる「闇バイト」により集まった者たちによる凶悪な強盗事件の発生や詐欺の多様化・巧妙化などが、大きな社会問題となっているところでございます。町内においても、不審電話や不審者が確認をされており、防犯への関心も高まっていると思われます。

町ではその防犯対策として、令和5年度から、防犯機能付き電話の購入に対する補助事業を行っているところでございます。

また、警察や防犯組合等関係団体と連携をするなかで、無線放送やケーブルテレビ、LINE等を使った不審者情報の発信やパトロールの強化、実施、防犯教室の開催をしているところでございます。その他、町内の主要交差点13か所に防犯カメラを設置し、各種啓発、対策に努めているところでございま

す。

また、身近に起こりうる犯罪を想定した場合、犯人と被害者が直接面接している場合が多いと考えられていることから、防犯の効果が高いものといたしまして、カメラ付きインターホンの活用なども有効な対策の一つではないかと考えておるところでございます。

犯罪も多種多様化しており、今後も警察と連携をし、防犯対策に努めてまいります。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時）7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二）以前質問をさせていただいたときがございます。その時点と現状で違いがあるのか、進歩しているのか。その辺をお伺いいたします。

○総務課長（広山幸治）議長。

○議長（高橋公時）総務課長。

○総務課長（広山幸治）お答えをいたします。先ほどの町長答弁にもございましたとおり凶悪な犯罪を耳にする機会が体感的に多くなっていると感じております。町民の皆様にも防犯に関する関心はかなり高まっているのではないかと認識を持っているところでございます。町の施策といたしましては、かねては防犯の啓発であったり、あとハード面におきましては先ほど申しました防犯カメラ、また防犯灯の設置、維持管理等に留まっておりますけれども、令和5年度から初めて個人に対する補助として防犯機能付き電話の補助金を始めたところでございます。令和5年度におきましては、初年度ではございますが、実績といたしまして76件、金額で77万2000円ということで当初予算を上回る決算となりました。補正予算で対応したところでございます。こうした防犯意識への関心の高まりというところを実感しておりまして、今年度も2年目といたしまして継続をいたしております。現在の状況ですが、申請の途中とか、相談などもございますので、概数ですが、約40件余りの相談をいただき、金額に致しますと40万円程度の予算にはなるのかという状況で補助金の執行をしているところでございます。

今後につきまして、昨年質問でもございましたけれども、防犯カメラの活用につきまして検討を行っているところでございます。この内容につきましては、よくある一般家庭に設置する外へ向けた防犯カメラのみではなくてです

ね、広く防犯機能として役立てるもの、予算的に効果の高いものを検討していきたいというふうに考えてございます。例として答弁のほう準備させていただきましたけれども、カメラ付きのインターホンなど、かなり効果が高いのではないかというふうに検討しているところでございます。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） 確かに電話ですよ、非常に要望が多かったということで、非常に効果の高い支援であったかなというふうには思っております、闇バイトの件もありますけれども、外からの侵入者に対する防犯ということは非常に気を付けていかなければいけない部分だと思います。その点から言うと、たとえばセンサーライトであったりとか、或いは最近よく見受けられるのが音の出る石ですよ、砂利ですよ、あれ辺りは外から来る侵入者に対しては音がしたりとか、ライトが付くというのは効果が高いのではないかなというふうには思っておりますが、その辺に関しての支援ということは検討はされておられないでしょうか。お尋ねをいたします。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） お答えいたします。今、議員お示しいただいたようなセンサーライトであったり、さまざまな防犯グッズがございます。窓の施錠であったり、割れにくいフィルムを貼るとか、さまざまな防犯グッズがございます。先ほどのライト等につきましては、設置目的によっては必ずしも防犯には限られた使いようではないケースも想定はできます。さまざまなグッズであったり、用途が考えられるわけですが、防犯目的として明らかであるようなものを対象に絞って補助支援をしていく方法を考えているところでございまして、インターホンのほか、議員おっしゃいました防犯用の砂利等、そのものによって明らかに防犯対策に有益である。また非常に高額なものとか、非常に低廉な価格で調達できるもの、さまざまございますので、整理は必要かと考えております。

○7番（向谷伸二）（挙手）

○議長（高橋公時） 7番 向谷伸二議員。

○7番（向谷伸二） それはやはり効果の高いものから順次導入していくとい

う形のほうがよろしいかと思います。しっかり情報を集めていただいて何が一番効果が高いか。その辺も含めて検討していただけたらというふうに思います。町民の方が安心して生活できるようにしていただく。しっかりと行政の役目を果たしていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○総務課長（広山幸治） 議長。

○議長（高橋公時） 総務課長。

○総務課長（広山幸治） 先ほど申しましたとおり、個人への補助ということになりますと、公平性ですとか、効果というところはより一層注視していかなければならないと考えております。補助多ければ多いほど良いというものではございません。反面、利用されない方も多数おられるわけで、公平性とか、そういった公金の使い方としてご理解がいただけるような仕組みづくりというものを検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋公時） 以上で 7 番 向谷伸二議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔 「異議なし」の声 〕

異議なしと認めます。したがって本日は、これで延会することに決定をいたしました。次回の本会議は 12 月 4 日午前 9 時から開会いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

延 会 1 5 時 2 6 分